

厚岸町議会 平成21年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成21年12月18日

午後1時53分開会

- 12番（岩谷委員） ただいまより平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。

これより、本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

14番、竹田委員。

- 14番（竹田委員） 年長委員指名をお願いします。

- 委員長（岩谷委員） ただいま年長委員指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 12番（岩谷委員） ご異議なしと認めます。

それでは、私から委員長には室崎委員を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 12番（岩谷委員） ご異議なしと認めます。

よって、委員長には、室崎委員が互選されました。

委員会を休憩します。

- 12番（竹田委員） 休憩します。

午後1時54分休憩

午後1時55分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。

これより、副委員長の互選についてお諮りいたします。

14番竹田委員。

- 14番（竹田委員） 委員長指名をお願いいたします。

- 委員長（室崎委員） ただいま委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

それでは、委員長において副委員長には佐々木委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、副委員長には佐々木委員が互選されました。

それでは、議案第71号から第78号まで、早速審査を進めてまいります。

初めに、議案第71号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、8ページ、事項別明細書をお開き願います。

10ページ、歳入から進めてまいります。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金。

- 委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

- 谷口委員 自衛隊基地交付金110万5,000円の減額なんですけど、前年度と比較してどうなのかということと、今回のこの減額理由を教えてくださいというふうに思います。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） この自衛隊基地交付金につきましては、制度を申し上げますと、まず、国の対象資産、いわゆる自衛隊の演習場ございますけれども、その試算価格によって按分する分が10分の7相当額、それから、市町村の財政状況を考慮する分が10分の3、いわゆる7対3の関係で総額を交付するということになっております。ただし、これは国の予算の範囲内で交付するということになっておりまして、今回の減額につきましては、その内訳明細は我々には示されておりませんが、国の予算の中でその基地を持っているところ全国の市町村に配分されたというものでございます。昨年度は1,460万5,000円の決算額でございます。その額をもって21年度の当初予算計上したわけですが、結果的に今年度は116万5,000円減額になったという内容でございます。

- 委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 この交付金については、そういう意味では簡単に言えば固定資産税のかわりみたいなものですよね。それで、制度自体に国の予算の範囲内ということで、国のさじ加減で減ったり増えたりするというものではないのかなというふうに思うんです。それと、今年度海兵隊の訓練がなかったと、そういうこともこれには影響してくるんですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） その部分については、海兵隊の演習があるかないかでもってこの交付金自体を増減するというふうには伺ってございません。あくまでも交付額を示されるだけでありまして、中身は一切我々には伝わってきてないという状況でございます。

ちなみに、この金額につきましては、毎年国の予算の中で最近は増減している状況でございます。

（「はい、いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 先へ進みます。

11款 1 項 1 目 地方交付税。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 13款 分担金及び負担金、2 項 負担金、1 目 民生費負担金。
10番 谷口委員。

●谷口委員 この三つの保育所でそれぞれ増額になっているんですけれども、これはあれですか、例えば結果的に今の保育料だとか、そういうものを考えていくと年齢になった時点で入所させるだとか、入所時期を待っていて、入所時期が来たので入所をさせるということで今補正をしなければならないということなんではないでしょうか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

当初予算の計上につきましては、ほぼ前年度の入所状況等を参考にしながら、出所の動向等を見ながら、各年齢ごとの児童の入所を見込みまして計上しております。その段階では所得階層とかは不明な状況ということになりまして、主に大体年度当初4月の状況を考慮した予算計上です。その後、年度途中の間、やはり若年者の児童の保育料とい

うのはどうしても高い設定になっておりますので、例えば3歳を待って、4歳を待ってという方が、やっぱりどうしても出てまいります。そういった部分で新たに調定したものを4月と差し引きしまして、結果的に増えていくということでございます。

(「いいです」の声あり)

●委員長（室崎委員） 先へ進みます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民政使用料。5目商工使用料。6目土木使用料。声出しましたか、だれか、きちっと済みませんが大きい声で言ってください。それから、手をきちんとしてお願いします、挙げてくださいますか。ちょっと私も老齢で目が遠くなっておりますので、よろしく願いいたします。

5目でしたか、6目ですか。6目土木使用料。

10番谷口委員。

●谷口委員 6目をお願いします。

住宅使用料なんですけど、159万1,000円の減額ということで、減額が結構宮園団地なんか大きいんですけどもこの大きくなってしまって主な理由は何なんでしょうか。おとといの一般質問なんかの話を聞いておられますと、非常に人気が高い団地でもあるのにもかかわらず、この減額補正をしなければならぬということになると、その辺ちょっと矛盾が感じられるのですけれども、その退去、入居がこれスムーズにいていないということですか。それとも、例えば住宅家賃の未払いが膨らんできているというふうなことなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

住宅使用料の減でございますけれども、この宮園団地、先般人気があるということでご説明を申し上げてございますが、ここでは宮園団地109万1,000円の減ということでございます。主な要因といたしましては、これは入居者の所得が下がっている。その下がっていることによって減免申請を受けて減免をすると、こういったことが主な大きな減額の要因となっているものでございます。入退去につきましては、それほど増減はないと、ほぼ平均並みに推移しているところでございます。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 これ全部がそういう感じで見ればいいのですか、他の団地も。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 総体的にこの町営住宅の使用料の減額と申しますのは、大きく

二つに分かれてございます。それはこういった先ほど言いました減免の減によるもの、それから入退去に繰り返すことによって所得収入等が違いますので、それでもって額が下がるものと、そういった主に二つのものがございませぬけれども、やはり主な原因としては既存入居者が所得収入が下がると、それでもって減になってきていったものが、大きな要因となっているものでございます。

(「はい、いいです」の声あり)

●委員長（室崎委員） 7目教育使用料。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2目民生費国庫補助金。6目土木費国庫補助金。ございませぬか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 7目消防費国庫補助金。8目教育費国庫補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。4目土木費委託金。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。ございませぬか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2項道補助金、1目総務費道補助金。2目民生費道補助金。3目衛生費道補助金。4目農林水産業費道補助金。9目消防費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

6番佐齋議員。

●佐齋委員 ここで、きのこ住宅のこと聞きたいのですが、条例を改正しまして、一般の人にも住宅貸し付けするというところでやったわけで、その後どのような形になっておりますか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） きのこ住宅でございませぬけれども、これは平成20年3月に条例の一部を改定いたしまして、広く一般の町民、それから定住希望者などを入居できるように改定をしたものでございませぬ。その後どのようなになっているかということでございませぬが、広報誌やホームページ等々で募集をかけてきた次第ではございませぬけれども、問い合わせはございませぬ。しかしながら、現在まで入居に至ってないといった状況でございませぬ。

●委員長（室崎委員） 6番佐齋委員。

●佐齋委員 問い合わせはあるけれども入居がないということは、場所的な問題もあるだろうし、あとはたしか4万円ですか、家賃。それで、その家賃の金額にもよるのでしょうかけれども、これ町場であれば4万円くらいならば、すぐ借りる人が出るのでしょうかけれども、場所柄そういうことになるのでしょうか。それであれば、そのままいないから開けっ放しにしておくということであれば、例えば家賃をもう少し下げるなり何かそういう検討をすることはなかったのですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今、きのこ住宅の家賃を下げるような検討をしたらどうなのかというご質問でございますけれども、この一般入居に伴う家賃につきましては、策定につきましてはもともとの住宅の建設、それから割返した中でこの25年で割り返し、月当たりの金額が4万円程度となります。そうした中で、まず4万円という基本的なものは求められてまいりまして、あとは近傍同士の家賃等、そういったものも調査しました。その中ではやはり9万円程度の近傍同士の家賃という計算にもなりまして、非常に高額な家賃だと、そうしたことと、それから、町営住宅の計算方法を用いる家賃の計算では4万1,650円程度となります。そういったことを踏まえますと、現状の供されてきた4万円というのは、ほぼ妥当な数字ではないかと。先ほど言いました近傍同士の家賃、これは町の中のほうの家賃でございますから、上尾幌という地域的なものを考えますと、そこから例えば釧路方面、厚岸方面への通勤・通学等での費用等を勘案しますと、やはりそれは二、三万円程度になるだろうと。それを差し引きしますと、やはり4万円という数字も出てまいります。

それから、現在きのこ生産者としての住宅家賃、6年目以降は4万円という月額の高額になります。ですから、一般の入居の方の4万円以上下げますと、逆にきのこの生産者の方のほうが高くなると、こういったことも出てまいります。それらを考えた中では、今4万円の家賃というのはまず妥当だというふうに考えてございます。

また、そうしたことの料金を下げるといったような問題のこともありますが、それよりは、やはりこの本来の目的でありますきのこ生産をなされる住宅でございますから、これをどうするかということになりますと、本質的にはきのこ産業の振興を図るといったことが、まず一番大事なことではないかというふうに考えるところでございます。

●委員長（室崎委員） 6番佐齋委員。

●佐齋委員 課長の言うことはわかるんですよ。そもそもきのこの生産者のためにつくったんですから。ただ、高額でつくったものを何年も開けっ放しにして、結局宝の持ち腐れみたいもんで、どんどん古くなっていくんですから、わかりますよ、金額的に。だけど町場へ出れば4万円なら借りる人いると思うんですよ。だけどへき地の問題やいろいろなことでなるんだろうけれども、我々普通素人考えても、一般で考えればアパート

建てて、何年も開けっ放しにしておくということは考えられないのですよね。少しでも安くして人が入っていただくような方法を考えていかなければ、確かにきのこ生産の方の兼ね合いはありますよ。それであとそっちだって、ある程度下げるなり方法していかねば、ただもう造ったわ、開けっ放しだわって、何年もこんなふうになって、だんだん建物古くなっていくんですから、その辺もう少し考えていかなければ。たしかこの住宅だって、建てる時何千万円したんでないですか。

私が議員になったときですから、坪を計算するとたしか総体的に九十何万円ぐらいの坪当たりの計算の建物ですよ、これ。それを何年も開けっ放しにしておいて、入る人がいないから空けとくんだということ自体が、ちょっと私は考えられないと思うのですよね。それでもやっぱり地域によってあれでしたけれども、ある程度実情考えて、少しでも入っていただくと、そして利用していただくというふうなことを考えていかなければ、本当に宝の持ち腐れでもって、物はどんどん古くなって、今度人が入らなくて古くなりますから、使い物にならなくなる。

最初私たちも視察しましたけれども、大した立派なものですよ。本当に町場であれでもって4万円で貸したら、もう殺到すると思うんですよ。やっぱりその辺をもう少し事情を見ながら考えて、やっぱりやっていかなければこれ皆さんの税金でやるんですからね。その辺をちょっともう少し考えていただきたいと思いますけれども、どうですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

確かに今きのこ住宅は空いております。このきのこ住宅の本来の目的はやはりきのこ生産者のための住宅であるということではございますけれども、私どもも管理している上では、その空き家対策というのは考えていかなければならないというふうには考えてございます。これにはやはり値段を下げるということばかりではなく、広くPRもしていくことも必要ではないかというふうにも考えております。そういったところで工夫等をしながらPRしていければというふうに思いますし、また、日ごろから広い範囲の中で活躍されている議員各位の皆様にも、このきのこ住宅が空いているといったことも情報提供をしていただければ幸いでもございます。

料金の設定については、先ほど説明したとおり4万円という料金設定は私どもは妥当だというふうに考えてございますし、その料金が安いから高いから入居者が入らないのかといったような状況等では、今のところ私どもは判断していないわけでございます。やはりもうちょっとPR、それから場所的な地点の問題、こういったこともあるのかなというふうに感じておりますので、その辺をPR等をしながら入居者を募集してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 6番佐齋委員。

●佐齋委員 いや、結局水かけ論なりますから、余り言いたくないのですけれども、本来なればきのこ生産増えて、入っていただければ理想なんですよ。だけど現実そうじゃな

いんでしょう。結局そうなれば最初から結局これをつくった自体が間違っていたということになるんじゃないですか。見通しが甘かったということ。ばあんと風呂敷広げたと、さあ、来てくださいとやったけれども、来なかった。普通民間なれば、まず一つ、二つ建てて、足りなければ増やしていくんですよ。いきなり10軒どつと建てて、さあ、来てくださいって言われましたと。最初は入ったと。だけど実際やってみたら採算合わないからどんどん出ていく、家賃は高くなると。最初2万円なのやつが、ずんずん高く4万円になって、5万円もなっていけば、その分生産がどんどん上がって収益が上がれば払えますよ。だけど収益上がらなくて家賃だけ高くなるから入ってられなくなるから出ちゃうんですよね。その辺の見通しの甘さがあったんじゃないかと思うんです。やっぱりこれはきちっと町民の財産ですから、税金のあれですから、入るべき収入が入らないで家賃だけ払うんですから、それは税金から。その辺をきちっと考えて、財政的に厳しい厳しい言っているんですから、やっぱりその辺をもう少しでも金入ることを考えていただいて、前向きにこれからも、これをどうするんだということをきちっと出していきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今、委員からご指摘のように、きのこ生産者の増ということで、これからも、今までも募集をかけてますけれども、ことしは3件の応募がありました。明るい見通しとしましては、きのこの生産の契約をすでに10月にいただきまして、来年から一家族来ることが決定しておりますので、そういった意味で、これからきのこの生産振興を推進していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●室崎委員長 他にございませんか。

（な し）

●室崎委員長 なければ、先へ進みます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2目生産物売払収入。

9番菊池委員。

●菊池委員 生産物売払収入でお聞きします。

カキの種苗の売り払い、餌料藻類売り払いと出てますが、年間通してカキの種苗と餌料藻類どのぐらいずつでしたか、教えてください。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 平成21年度の当初予算では、カキの種苗売払代としまして187万個を見込んでおりました。それと餌料藻類売り払いにつきましては、656万2,000円を見込んでおりました。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 9番菊池委員。

●菊池委員 カキの種苗と餌料藻類のほうは餌料のほうが多いわけですね。カキの種苗センターの目的が一応カキが目標で餌料が副産物というふうな感じだと思うのですけれども、カキの種苗の売り払いが少ないということは、原因はどういうことなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 実は、カキの売り払い種苗代として187万個、530万1,000円の収入を見込んでおりましたけれども、ことし2月に春種苗ということで受精を行い、種苗生産を開始しましたけれども、幼生の成長が不調となりまして種苗生産を中止したわけでございます。こうした減少は今までも経験したことがありませんでして、万全を期すために海水の取接管だとか、点検清掃、ろ過器の清掃、ろ過残の交換だとか、施設内の配管の清掃、水槽の殺菌など、排水ライン以来の清掃を行いました。こうした一連の作業を終えてから種苗精査作業を開始したために、春種苗の出荷ができないという状況でございました。

以上です。

●委員長（室崎委員） 9番菊池委員。

●菊池委員 餌料の藻類出荷額が毎年順調なようではございますけれども、500万円くらいが最高限ですか、これ状態によってはまだ700万円も1,000万円もなる可能性はあるんですか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 餌料藻類の売払代のことではございましょうか。今回は656万2,000円の当初予算に対しまして、1,114万円の売り上げということで、458万円ほど増えてますけれども、年間補完的にカキの種苗を順調にするために餌料藻類を育てて、餌としてやっておりますけれども、それが補完的にいろいろなところからかなり精度がいいもの、いい餌ができていますということで、引き合いがありまして、売り上げを伸ばしているという状態でございます。

以上でございます。

（「はい、わかりました、いいです」との声あり）

●委員長（室崎委員） 6番佐齋委員。

●佐齋委員 今、カキの種苗なんですけれども、これあれですか、カキ業者の扱いする業

者はどうですか、年々増えているんですか、それとも減っているのか前年と同じなのか、その辺、どうですか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） お答えさせていただきます。

例年40件ほど、このカキ種苗の生産者として種苗を買っていただいておりますので、量としましては、年度年度でそういった生産の状況もありまして、量は多少変わりますが、生産としてはほぼ同年度推移しております。

●委員長（室崎委員） 6番佐齋委員。

●佐齋委員 それと、前にもたしか竹田委員のほうから、自分がこれをつくるときに小さいから少し大きく生産してくれと、そして出荷してくれという話も出たと。それはそういう形で今進めておられるのですか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 当初は3ミリのサイズで出荷しておりましたけれども、最近では5ミリで出荷しております。ただ、生産者によっては早く欲しいということで、3ミリで出荷している場合もございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） 2目生産物売払収入、他にございませんか。

（なし）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

14 ページ。

18款 1 項 寄附金、1 目 一般寄附金。

19款 繰入金、1 項 基金繰入金、1 目 環境保全基金繰入金。

20款 1 項 1 目 繰越金。

21款 諸収入、2 項 預金利子、1 目 町預金利子。

6 項 3 目 雑入。

22款 1 項 町債、1 目 総務債、6 目 土木債。7 目 消防債。

以上で、歳入を終わります。

18 ページ。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款 1 項、1 目議会費。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 20ページ。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。2 目簡易郵便局費。4 目情報化推進費。

2 番堀委員。

●堀委員 地域情報通信基盤整備事業についてお聞きしたいと思います。

私は、委員会も総務常任委員会に所属して、その中でも取り上げていたので、大体のことはわかっているのですけれども、国の予算もなかなかはっきりとしないといった中で、今、今定例会のほうに予算があがったことに対して、担当者というのも大変なご努力があったのではないのかなというふうに思います。

ちょっとわからないというか、今の段階でやはり知っておきたいことというものが何点かありますので、お聞きしたいのですけれども、この地域情報通信基盤整備事業、そのブロードバンドの整備、あと地上波デジタル対応の線の整備、そしてあと、防災行政無線の代替施設となる整備ということで聞いていたのですけれども、それで、この防災無線、そして地デジ、ブロードバンド、工事のスケジュールとかというのは、これからの発注というものがされていくんだと思うので、いつぐらいの工事になってというのは、まだちょっとわからないとは思いますが、供用開始の考え方をちょっと聞いておきたいなと思うんですよ。

当然架線工事がどんどんどんどん進んでいきます。一般家庭への引き込み工事というものが当然されるわけなんですけれども、供用開始はその時点からすぐにそれぞれ防災無線にかわる分と、あと地上波デジタル、またブロードバンドについても、それぞれすぐに一般家庭での工事が完了次第使えるようになるのか、それとも全町的な整備すべてが完了した中で一斉に用意ドンというようになるのかということを知りたいというのが、まず1 点目ですね。

そして、やはり地上波デジタルの不受信地域のテレビのカバーというものにも入っていますので、そういった中では今現在、まだ地上波デジタルに切りかえていない一般家庭というものも多々あると思うんですけれども、そういう家庭へのこの事業の周知というのがいつごろから、どのような方法でやるのかということを知りたいと思います。

そしてまた、工事の発注方針はまだ当然これからなんで、ちょっとあれだとは思いますが、発注工種というのは当然備品購入とか架線工事、屋内の配線工事とか、そういうような工種は分かれると思うんですけれども、その工種ごとに町内業者がその入札に参加できる工種というのがどういうものがあるのかということを知りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

1点目の供用開始の時期でございますが、提案説明でもあったように、この事業につきましては22年度に繰り越して行うこととなる事業でございます。したがって、23年3月31日までには完成しなければならないことはご承知のとおりと思っております。

工期の設定等は、今後補助事業者たる北海道総合通信局等と調整しながらやっていくことになるかと思っておりますが、基本的には3月31日が限度というふうにとらえていただきたいと思います。

それから、地デジの関係ですね、これの周知の関係ですが、まだ交付決定も何も受けてございません。北海道総合通信局といろいろ調整をさせていただいて、はっきり言いますと、出向いていろいろな調整をさせていただいております。その際に、要するにこの通信局は7億4,000万円のほうなのですが、それがある程度オーケーですよということで、その事業仕分けからも外れましたし、いいですよということで今回12月の上程となっているところなんです、それに伴って、これがかねなければ、この公共投資臨時交付金もつかないということで、要するにセットでございますので、そちらのほうがある程度めどがついたということで、あれですが、その交付決定を受けて完全に要するにいいですよということになってから、基本的いきこのようなことをしますという周知に走るようになるかと思っております。

この時期につきましては、今、いつの時点で町でこういうことをするというにはちょっとはっきり明言できませんが、ある程度めどがついた段階で、逆に早い時期に周知をしなければ、当然先行してこれを知らずに自分でみずからお金をかけて要するにアンテナを立ててしまうとか、そういうことを避けるために、できるだけ早い時期にそういう周知をするべきではないかというふうに担当としては考えております。

それから、3点目、発注方針でございますが、これも補助者たる総務省にはなりませんけれども、北海道総合通信局とも相談させていただいております。これは基本的にこれを活用するのは通信事業者でございます。このほかに申し上げますと、北電さんとかいわゆる電気、売り電の事業者とかいろいろ業者ございますが、通信事業者でございます。したがって、その通信事業者にどのように発注する方法が要するに安く上がって、なおかつその後の運用が適切にできるかということも含めて通信局と相談をさせて、その辺は一般競争入札になるのか、指名競争になるのか、随意契約になるのか、指導を仰ぎながら後々の会計検査等の対応に合致するように、いわゆる規則に合った発注方法をきちっと考えながら、相談しながら指導を受けながら実施してまいりたいと。

ですから、現段階でははっきりした発注方針はお示しできません。したがって、町内業者にどの程度の要するに事業が回るかということも、今の段階でははっきり明言できるところではございません。ただし、全くゼロということはないというふうに考えておりますが、これも私今現段階で考えているだけのことでありまして、実際にその発注がどのような形態になるかによっては、大きく変わる可能性もございまして、地元の業者関係、そういう関係の業者に発注できるというものも出てくる可能性

もあるかと思えます。

いずれにしましても、今の段階では、はっきりこういうことで、こういうことができますというと言えないということをご承知おき願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 2番堀委員。

- 堀委員 まず、1点目、その事業期間が当然23年の3月31日というのは私も当然わかるのですけれども、そうじゃなくて供用開始。ですから、当然そのブロードバンドとかでも家の中にどんどん工事やっていますよね。工事やっても、じゃ、例えば来年の春に工事やっても23年の3月まで使うことができないのか、そういうことを聞いたかったんですよ。防災無線にかわる双方向の通信施設と、あと地上波デジタルのそのテレビのほうと、そしてあとブロードバンドと、それぞれどのような感じでどんどん工事やっていると、もうすぐにテレビももう地デジにすぐ切りかえられるとか、そういうような工事の仕方をしていくのかとか、それを聞いたかったんですよ。それじゃないと3月31日まで、じゃ工事をやっても、ずっとおいてないとならないという話になりますので、それを聞いたかったので、もう一度お願いしたいと思いません。

町民周知についてはできるだけ早い時期ということで、私がただ、今、この本予算で言うておかなければ、もうあとと言う時期が恐らくないと思うのですよね、この予算が繰越明許費の明細書とかでのっかってくるぐらいで、つまりないと思うんで、やはり今のときに言わないとならないと思うんで、言わせもらったんで、できるだけ早い時期にやはりやっていただきたいというのが要望です。

あと工種なんですけれども、通信事業者と言ったのですけれども、ですから、IPにかわる双方向の通信施設は物品ですよね。じゃ、物品購入というところまえ方もできますよね。線は屋内配管ですから、それは通信事業者でなくても一般の電気屋さんが家庭内配線をするわけですから、一般の電気屋さんだってできるはずなんですよ。そこまでやって、あと物品購入したやつを別な業者がつけるとかというような方法だつてとれると思うのですよね。何だかんだそれらを全部すべてを一体化して通信事業者でなければならぬというふうには思わないんですよ。その点、もう一度教えていただきたいと思いません。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

- 総務課長（佐藤課長） 大変質問の趣旨を取り誤っておりました。

まず、供用開始の時期でございます。これは要するにF T T Sというふうに聞いていると思います。要するに回線をすべての全戸につなぐということです。したがって、どこか断線してれば使えません。それから、したがって、簡単に申し上げますと、全部つながるまでは使えません。一部供用開始ということは基本的にはできないというように承知していただきたいと思います。理由としましては、要するに引き渡し、これは全部完成してから、要するに町の財産となりますので工事完了した日から引き渡

しを受けます。そのものでなければ供用開始をできないという総務省の地域情報推進基盤整備事業要項というところにございまして、これは原則です、一部供用開始については、できるものではないということになってございまして、簡単に申し上げますと、放送局からある一部までつながったと。その分をその部分だけ要するに契約して引いて見てくださいということとはできないという解釈であります。解釈というのは、これは総合通信局とのお話し合いの中でございます。

それから、周知につきましてですが、この件につきましては、先ほど申し上げましたとおりのことで繰り返になりますけれども、二重投資にならないように、できるだけ早い時期に周知をしていきたいというふうに考えております。

それから、町内発注の関係でございまして、物品購入に当たらぬのではないかとということでございまして、基本的には、これは通信事業者が提供する機器、機材でなければ、要するに機械同士のその整合性というか、例えば、今はあり得ないと思いますけれども、パソコンでも、例えばADSLにつないだときに、若干ちょっと不具合があって通じないとか何とかということがある場合がありますと、そういうこともいろいろ相談してまいりました。したがって、簡単に申し上げますと、Aという通信事業者と契約して、光ファイバーを引っ張ったと。IP告知の簡単なテレビ電話のようなものを市販のものでできますかと言ったら、それはできませんというお返事を総合通信局のほうからはいただいております。

したがって、これにつきましては、基本的には通信事業者が提供するものが同一のものでなければならぬと。ということは保証ができないと、要するに簡単に申し上げますと、自分でつけるものではなくて、要するに民間業者が提供するものであって、それが例えば仕様が合わないというふうな、例えば基盤の関係で合わないとか何とか、そういうことの私ちょっと詳しくありませんけれども、そういうことがあることが予想されるということで、基本的にはそれは通信事業者の提供するそのものでしていただきたいということになってございます。

ただし、これは繰り返しますが、総合通信局との現段階までの打ち合わせでございまして。まだまだこれから詰めなければならぬ部分がございます。私どももこういう大きな事業、それから、これからこういう大きな金額を国からの交付金をもってやるのは、これはもう最初で最後ではないかと思っております。したがって、こういう国からのいわゆる交付金を町内に、それから町民にやはり十分提供というか享受できるように、いろいろ考えてまいりたいというふうに現段階では考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 2番堀委員。

●堀委員 ですから、一部供用ができないとなると、いろいろな問題が逆にちょっと発生しちゃうと思うんですね。当然テレビも見れると思ったのにとかという、そういう誤解を招くとか、やはりそういうふうにもなると思うんですね。少なくとも23年の2月とか3月から町が一斉にやりますというようなことをやっぱりしっかりと伝えておかなければならないのかなというふうに思うんですね。その前に本当は一部供用をどんどん

役場が基地局として整備されたあと、どんどんここから線を延ばしていったところからどんどん使っていけるようになれば、一番ありがたいのかなとは思いますが、なかなかそうもならないというようなことの中では、わかりました。なんとかそれもテレビは特にもう何か本当にあと2年、それこそ23年の7月ですから、本当にその期限ぎりぎりじゃないと供用開始されないということにもなるので、結構町民の方々もやはりせっぱ詰まって来てる時期だとは思うんですよね、そのころというのは、来年の例えば7月とか1年前とかというふうになると。そういうような中では、やはりそこら辺の周知というものをしっかりとさせていただきたいし、できるだけそういう形で早い時期に供用ができるような形というものをとっていただきたいというふうに思います。

今回この22億円で町内全町のブロードバンド契約の課というのが、議会始まる前の15日の道新の朝刊に出てたんですけれども、そういうものも町民は当然見て、ああ、なるんだと。じゃ、私方がブロードバンドを引っ張ったときにもどンドンどンドン線は工事はしてあって、そのときからどンドンどンドン引っ張るとすぐ使えてたものですから、やはりそういうような感覚というのがどうしても一般の方々もあると思うんですよね。そこら辺の周知というものをしっかりとさせていただきたいというふうにお願ひしまして、私は終わります。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） ただいま委員ご指摘の件につきましては、それらが可能な限りできるように努力してまいりたいと存じますので、ご理解願ひたいと思います。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 今、堀さんがご質問されましたんですけれども、やはりこういう大きい事業ですよね。そして、全町民が利用できる、そういう施設だということになりますと、全戸にこれを引き入れるということになりますよね。そうすると、どんな家庭でもこの内容をきちんとわかっていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですけれども、私、最新技術についていくのはちょっとゆるくないもう年代に入ってますから、ちょっといろいろ堀さんみたいなスムーズな質問ができないのですけれども、例えば、このブロードバンドの整備、それから地デジへの対応、それから防災行政無線の代替の施設でもあるということになれば、ブロードバンドを使わない、あるいは地デジを使わなくても防災行政無線の代替施設は全戸には間違いなくつくんですよ。これは必ずつくということですよ。

それで、町がこの事業で責任を持って住民の負担なしでここまでやるというふうになっているのか、それをつければ住民に負担をしてもらおうというふうになるのか、そういうことをきちんとしていかなければ、この事業をやっていいよ、悪いよということにはならないのではないのかなということだと思います。結果的にその何らかの施設が各家につきましたと、その負担金はどうするんですかと。今つけている防災行政無線みたいに、それは全額電池代は別ですけれども、それは町がつけるんですというふうな説明が

きちんとされていかなければならないのではないのかなど。あるいはそれぞれ、この地デジ、あるブロードバンドの端末まではきちんとしてありますよだとか、そういうことがこの事業で何をやって、町民にとってどういうメリットがあって、あるいは町民にはどういう負担がかかってくるんですよという話もきちんとされていかないと、利用したくて待っている人は、それは多少お金かかってもいいわというふうに思うかもしれないけれども、それほど必要性を感じてない人が、例えばそういうものを整備したということになって、あの負担この負担ということになっていっては困るのではないのかなど、そういう説明が今回のこの補正予算を説明する段階では何もないんですよね。そういうことをするのがやっぱりこれ全く新しい事業ですから、議員協議会等には若干説明をされていますけれども、予算化されるのは今回が初めてですよね。そうすれば、そのあたりを丁寧に説明されるのが筋ではなかったかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

全く委員ご指摘のとおりかと存じます。まず、簡単に申し上げますと、いわゆるブロードバンド、地デジ、いわゆるIP告知、この三つの機能は既にご承知のことかと存じます。

まず、地デジに関しましては、基本的には補助対象になるのが難視聴地域のみということになってございます。したがって、この現在の補助要項によりますと難視聴地域のみについて、要するに補助対象としていわゆる家の中までつく装置があるんですが、それまでを補助対象にするということでございます。これは難視聴地域でないところは、基本的にはアナログ放送の従来どおり、アンテナを立てれば見えるということから補助対象にしないということでございます。したがって、逆に申し上げますと、難視聴地域でないところにつきましては、自分のアンテナで見れるんですけれども、これにつなぎたいという場合については、これは自己負担が生じる、要するにこの機械装置があるんですが、3万5,000円から4万円ほど今するというふうに言われてますけれども、その部分については自己負担が生じるということは、これは補助対象でないので、そういう負担が生じると。

それから、そのIP告知、要するにテレビ電話のようなものというふうにご理解いただきたいのですが、これについてはすべて全戸に要するに今までの防災無線と同様に取りつけるということで、これは負担は発生いたしません。それから、ブロードバンドにつきましては光回線ということで、今、商品的にはB-フレッツというような商品がNTTのほうで出されているようでございますけれども、これが全世帯に引き込まれるということで、インターネットをやりたい方は、要するにその通信事業者にお願いをしないでくださいということになります。そうすると、そこまで光回線が行ってますので、そこから引き込む要するに経費は、これは自己負担になります。当然パソコン等も自己負担になりますけれども、引き込むことと、それから今まで例えばADSLとかそういうことをやっていたときに、光回線が変わるときには当然機具が変わります。これ

も当然自己負担になるということでございます。それぞれこの三つについては概略ですけれども、こういう状況で自己負担と、いわゆる無料ということと分けさせていただきま

す。それから、町民負担の件についてはそういうことで、まずは簡単な説明ではご

すけれども終わらせていただいて、それから、要するにこの多額な事業費を投じてこ

うことをやるということ、何をどうやって、そしてどういうメリットがあつてとい

うことについての周知についてでございます。先ほど2番委員のほうにもご答弁させて

いただきましたけれども、それら含めまして、できるだけ早い時期に、どうい

うことをどうやって、どうするんだということを周知したいと。例えばチラシであ

ろうと、そういうもので全戸に、当然全戸につくものが完全にあるわけござい

ますので、そういうことを含めてできるだけ早い時期に、誤りのないように、後

から変わることをないように時期をきちっと決めて周知をしていきたいと、こ

のように考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 テレビの難視聴地域なんですけれども、私の家にも一応つけてはあ

るんですけれども、今までの普通のアナログの場合にない現象が起きるんです

よね。それで、この一帯はきっと難視聴地域にはなっていない地域だと思

うんですけれども、そういうことをやっぱり改善された上で、地デジ放送に

完全に移行していくんであればいいんですけれども、この話と別だよとい

われるかもしれないけれども、結果的にその今地デジ放送をどんどんや

って宣伝をして、厚岸町内でも何回か説明会をやるわけでしょう。何で

改善センターで2回やるのかわからないんですけれども、そういうふうにな

っていますけれども、つけられつけられというのは、どんどんテレビを含

めてコマーシャルでやりま

すよね。だけど、問題点が出てきたときをそういう問題を聞き入れて改善

していくということが全然今のところ見えないんですよ。

それと、そういう場合には今回のこの施設が活用するような、そういう問題

が解消されない場合には活用するようなことが難視聴地域と同じような扱

いのでできるようになるのかどうなのか、それともそれはさらに高いアン

テナでも立てれということになっていくのか、そういうことをやっぱりき

ちんとこの事業を進める中でも考えていただかなければ困るんではな

いのかなというふうに思うんですよ。結構いろいろ話を聞いていると、

今までの配線ではだめですよ、あれではだめですよというようなことが

どんどん出ていけば、その期限だけは区切っておいて、11年の7月24

日にはもうアナログ放送は見えませんって、何か一方的なことを言

ってますけれども、そういうことと、こういう問題とをきちんと同時に

考えていっていただかなければ困るんではないのかなというふうに思

います。

それと、この今説明ありましたけれども、結果的にそういう施設を各戸につ

けていくなれば、また、ある意味町のほうでそうやって引きますよとい

うことになっても、例えばそれを引き込む場合の手続きみたいなもの

が出てくると思うんですよ。そういう場合にうちはそこまでとか、

またさらにうちに壁に穴をあけてつけるのであれば、そん

なの防災無線で十分間に合うからいいわというようなことになった場合等は考えられないのか、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

既にアナログから地デジをごらんになっている方はご承知のことかと思えますけれども、アナログの当時にきれいに見れて、UHFのアンテナをそのまま例えば地デジチューナー内蔵のテレビを買ってつけて見えてると。ところが天候によってかなりギザギザが入って、例えば雪が降ったときにギザギザが入って見えなくなる、それからちょっと雨が降ったときにはもうデジタルですので完全に真っ黒になって見えなくなるというような状態があります。通常天候がよいときにはきれいに見えているのですけれども、そういう状況があります。

したがいまして、これを難視聴地域というか、地域と言わないかというのは調査をしなければなりません。したがいまして、総合通信局に交付申請をする際には、要するにこの難視聴地域であるのか、要するに難視聴の状態にある地域なのかどうかという、いわゆるこれは総合通信局の言葉をかりますと、詳細設計ということが言われてます。これは簡単に申し上げますと、どここの地域がこれは要するに見えない地域なんだという、要するに電波の強さをはかるといふ、簡単に言うと。そういうことをして特定しなければ、補助の対象にするしないといふことがあるようでございます。その辺がありますから、それによってこの地域は難視聴地域だということになれば、その部分は補助対象になるということで、まずはご理解いただきたいと思えます。

それから、引き込む場合に拒否されたら。私のところはもう新築で、それから頑強なものを使っているのだから穴をあけられたら困るといふような、簡単に申し上げますとそういうことで、私のところは要りませんというふうに拒否された場合は、これは強制的につけるものではございません。したがいまして、そこの近くの電線に転架をしますけれども、そのいつでもつなげるような形にはしますけれども、拒否された場合にはこれは無理やりつけるということにはなりません。したがいまして、そこだけは、例えば簡単に申し上げますIP告知の中まで入っていくその装置、それも一切つけることは拒否された場合には要するに行政外執行のようなことをしてまでも、つけるということにはなりません。

したがいまして、できるだけご理解をいただくように趣旨を説明してつけていただくようにご了解をいただく努力をするべきではないかと、このように考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

（なし）

- 委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

24ページ。5目交通安全防犯費。6目行政管理費。7目文書広報費。10目企画費。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 26ページ。11目財産管理費。12目車両管理費。

2項徴税費、1目賦課納税費。

3項1目戸籍住民登録費。

10番谷口委員。

- 谷口委員 これもう少し詳しく教えてほしいのですけれども、共同でどうのこうのというお話でしたよね、この戸籍事務電算システムですよね。それで、これ例えば何町村で今回はこういうことをやって、それによってこういう部分が低く見ることができたとか、そのあたりちょっと詳しく教えてください。

- 委員長（室崎委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） 戸籍事務電算化の共同導入につきましての説明をさせていただきます。

追加議案で契約のほうも上程させていただいておりますけれども、今回この9月に予算計上させていただいたときに説明を中身についてはさせていただいておりますが、この戸籍事務の電算化につきましては、まず釧路市が今年度導入をするということを皮切りに、ほかの管内の町村一様にそれを同じその導入の必要性を感じまして、検討していたということの中で、実は町村会、首長会でございますけれども、この中で共同で導入するとやはりスケールメリットというか安くなるのではないかとということで、検討を指示されたところでございます。町村会のほうが中心となりまして、実は標茶町を除きまず管内の町村、白糠、鶴居、弟子屈、厚岸、釧路町、それから浜中と、6町村の中で検討することになりました。

それで、戸籍電子化連絡会議という組織をつくりまして、この中で検討していこうということになってございます。その中で、まず、共同運用といいますか、一つのサーバーといいますか機械の中で各市町村の戸籍を電子化したもので運用すると、広域的な共同運用というものをまず検討する、それから、ただこの検討につきましては、まず一部事務組合の結成ですとか、そういったことの中ではもう時期的に間に合わないということ、それから法務省の許可の関係がございまして、難しいという状況の中でこれは断念ということになってございます。ただ、個別に導入するよりも、やはり共同調達のほうが価格の面で有利であるということがやはりわかりましたので、その共同調達での導入を前提として検討を進めてまいりました。

ただ、この戸籍電算化につきましては、個人情報保護ですとか、それからその専門

性、特殊性というものがございますので、なかなか金額の多寡だけで決められる内容の業務ではございませんので、その辺のことからプロポーザルという形の中で進めてまいりました。その中で1社を選定するという事で、各6町村についてはこの選定された業者において電算化を進めていくということになってございます。当然、ただ導入、それから進めていくのは各町村それぞれに進めていくわけですし、当然厚岸町についてもプロポーザルの中で示された仕様、その他を最終仕様書ということで厚岸町は厚岸町でつくりまして、その中で見積書の提出をいただいて、それで合意に至った中で契約をしていくという内容のことで現在まで進んできてございます。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そうすると今回は一括して調達するというのではなくて、それぞれ6町村が購入すれば総額でこのぐらいになりますよと。そのうちの各町ごとに見ればその町の人口だとか、戸籍加入者だとか、そういうものを加入状況をきちっとやっていくと、このぐらいのものが必要だということになってきて、その結果、厚岸町ではこういう仕様でのものが必要だということになれば、このぐらいの金額になりますよということになって、それにそうすると前回予算措置をしたものより、このぐらいは減額できるのではないのかなということをやったのが、今回の予算だということですか。何か自分で自分を納得させるような言い方をしているのですけれども。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） ご質問者がおっしゃるとおりの内容だというふうに考えます。

ただ、各町村を寄せ集めたということではなくて、やはり同じ管内の6の町村がそうすることによって業者は下げれる部分が出てくるという中で、全体の中で6町村が同じ業者を選定した場合、やはりその中で下げれる部分が出てくるものですから、結果的に安くなるということであります。これが全部導入その他と一緒にできればいいのですけれども、いろいろな問題がございますから、契約自体は各町村ということですが、その進め方の中としては、あくまで集まってスケールメリットが出たということの中での検討だということでございます。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そうすると、今回初めに課長がおっしゃったように、その共同運用のサーバ一法を設置して、そこから各町村がということではなくて、それぞれの町がそれぞれこのシステムを導入をして設置するという事なんですよ。わかりました、いいです。

●委員長（室崎委員） 3時35分まで休憩といたします。

午後3時07分休憩

- 委員長（室崎委員） 再開します。

1 目戸籍住民登録費の途中でした。1 目、他にございますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

4 項選挙費、5 目衆議院議員選挙費。

6 項1 目監査委員費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 34ページです。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2 目心身障害者福祉費。4 目老人福祉費。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 40ページ。7 目自治振興費。

1 4 番竹田委員。

- 竹田委員 この地方バス路線維持対策の地方バスの路線の助成について、済みませんもう一度説明をお願いします。

- 委員長（室崎委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） 地方バス路線維持対策の地方バス路線助成についての410万5,000円の減額という内容についてご説明申し上げます。

この地方バス路線助成につきましては、生活交通路線補助金としまして霧多布線の補助を行ってございます。また、市町村単独路線補助としまして国泰寺線と床潭線の補助を行っております。それで、それぞれ生活交通路線と市町村単独路線につきましては、それぞれ減額になりました。その要因は、まず、霧多布線でございますけれども、平成20年10月から実は上尾幌を霧多布線経由してございました。これを上尾幌経由をしなくなりまして、深山経由に統一したため走行距離が短くなります。その中で経常経費が減額となりますので、補助金も下がるというふうなこと。それから、便数も比較的利用の少

ない土曜日曜につきまして7便運行してございましたけれども、これを2便減らしまして5便に減ったということの減額。それから釧路バスが運行しているわけでございますけれども、釧路バスの総体のキロ当たりの計上費用の減ということで、例えば1キロ当たり走るのに幾らのお金がかかるという部分が実は21年度については下がったということでございます。

この原因は、軽油の高騰が落ち着いたということと、会社の合理化による経費の節減を図ったことによって減ったということでございます。

それから、市町村単独路線につきましては、実は20年までは床潭線が3.5往復走ってございました。これを21年度は2往復に1.5往復減りまして、これを国泰寺線に振りかえたということで、トータル走行距離が減りましたので、その分補助金も減ってくるということの内容であります。また、厚岸町特別設定定期券ということで高校への補助金、定期の補助をした関係上、この収益が上がってまいりますので、当然その分の収益が上がるということで、この線の補助金も減額になるといったような主な内容で、トータル410万5,000円の減額となったものでございます。

●委員長（室崎委員） 14番竹田委員。

●竹田委員 そうしたら定期券の補助の金額というのは、どれだけの減額になったのですか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 申しわけございません。もう一度お願いできますでしょうか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後3時40分休憩

午後3時41分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
町民課長。

●町民課長（米内山課長） 定期の売り上げで126万5,000円ほどありまして、その8割が補助として出ています。したがって、売上金額126万5,000円、この分がこれ単純にはいかなんですけれども、ほぼこういうぐらいの100万円ぐらいの金が収入として増えているということになります。

●委員長（室崎委員） 14番竹田委員。

- 竹田委員 委員長、済みません、路線バスの交通網についてのちょっとお話で、ちょっとずれるかもしれないのですが、お許し願いたいと思います。

バス路線が変わって床潭地域の住民が地域の住民の利用度が下がっているのは事実だと思うのですが、多少の不便さは町民としてはこれから感じていくのではないかなというふうには思うんですね。当然ながらバス時間等については、住民が利用しやすい交通の不便さを感じない時間等に当然考えて配慮はしてくれてるだろうと思うんですけども、その辺もう一度聞きたいんですけども、そのいつの時間に走ったら一番住民の利用度が高いとか、そういうちょっと調査してバスの路線の時間対策の地方バス決めているんだろうと思うんですけども、その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

また、別問題なんですけれども、有明方面の方々の住民から、交通の不便さを感じているということがちょいちょい聞くんですけども、理事者側のほうとしてはそういう声は聞いておりませんか。

- 委員長（室崎委員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） まず、床潭線に関しまして、その住民利用のある時間帯の運行かどうかということでありまして、実は、先ほど言いましたように床潭線が国泰寺線に振り分けたということの経過の中では、実際の実績をもちまして、利用の少ない部分だけをカットさせていただいておりますので、利用の比較的多いところは残しているという感じの中で整理させていただいております。

それから、有明についての住民要望ということもございますけれども、全然聞いてないというわけではございませんけれども一部聞いてございます。その中では、例えばスクールバスの有効利用だとかということの中で、実は検討させていただいている現状でございます。

- 委員長（室崎委員） 14番竹田委員。

- 竹田委員 住民利用に対してのそのスクールバスの利用というのを今のところ考えているだけということですよ。それを現実性にしていくためには、どういう形で考えていくのか、その辺詳しく教えてほしいですよ。実際に利用度の低い部分からやめたんだということで、そんなに住民には迷惑かけてないんでないかというような受け答えを私はしたんですけども、これについての住民に対する周知の徹底というのはしてたのか、それも了解を得ているのかどうなんですか。

- 委員長（室崎委員） 教育委員会管理課長。

- 教育委員会管理課長（須佐課長） 今、スクールバスの住民利用の関係でご質問ございましたが、平成21年度からスクールバスの運行体制、運転体制を委託しまして運行路線も増えました。そのときに時間帯で利用できる住民の方がおられれば、それは利用して結構ですよということでお話しさせていただいたと思っています。これまでも床潭線

や上尾幌線、それから太田、糸魚沢線などで住民が、毎日ではないんですけれども、その時々時間が合えばスクールバスの運行時間に利用しているという実績はあります。

ただ、今、筑紫恋のところのお話であります、毎日スクールバスの路線は運行しておりますが、いまだに利用の実績は報告されてはいないのが実態でありまして、周知の仕方も不足しているかもしれませんが、なお一層利用していただけるのであれば利用するという方向で、これからも案内をしたいというふうに思っています。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 特に床潭線の変更に伴う住民周知ですとか、そういった問題の中では、当然地域とも相談させていただきましたし、協議の中で説明会を開くかどうかの協議もさせていただきました。ただ、いろいろな部分で地域との日程の調整がつかなかったものですから、地域に対して周知文を配布させていただいたということの中で処理させていただいております。

ただ、その後、やはり一部通学の問題ですとかという苦情の中で、一部復活した便もございいますので、そんな中で住民の要望というものがある程度はすくい上げている内容ではございます。

●委員長（室崎委員） 14番竹田委員。

●竹田委員 全部ではないんですよね、住民の本当に一部の方から周知徹底してないから知らなかったというふうな声って、どんなときにもいつものときにも事情どうであれ、そういう人が中にはいるということは、いつもそういうふうに聞こえるものであります。役場のほうでそういう周知徹底を怠ったというふうに私は決して申しませんけれども、やはり住民の中から1人でも2人でもそういう意見が出てくるということになれば、総合的な住民に対する隅々までのその住民サービスということから欠けるという部分もあると思うんですよね。そういった部分で周知徹底のほうは大変だろうとは思いますが、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、特にそのスクールバスの利用というふうになると、町民からよく聞かれるのは学校の生徒と一緒に乗るということが非常に違和感がある、遠慮をしなければいけない、精神的に何か遠慮がちになってしまうということで、利用を率先的にするというよりもちょっと退いてしまう、そういった部分があるので、なるべくそういった気持ちを配慮して、どうぞ乗ってくださいというような周知徹底をしていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） まず、変更に伴う住民に対する周知徹底ですが、十分やはり私どもも反省する点はございます。その中でできる限り二の舞を踏まないような形で努力していきたいというふうに考えてございます。

また、スクールバスの利用につきましても、担当であります教育委員会とも連絡を密にとりまして、こういった形でお知らせしたり、利用していただいたりすることがいいのかということは常に考えておりますし、問題があればそのたびに改善していくというふうな方法をとっています。その辺の周知につきましても、チラシ等を配布しているわけでございますけれども、なお日常的に個人的にもご相談を受ける場合もございますし、その場合においてもできる範囲の中では、変更をある程度拡大解釈する中で利用していただいている現状でございますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 14番竹田委員。

●竹田委員 これ1回でやめるんですけれども、住民の方にずうずうしいっていったらこれ適当な言葉かどうかちょっと怒られちゃうんですけれども、私に説明するときに、スクールバスというものがまず全面的にだれが見てもスクールバスと。そこに一般人が乗るということが抵抗があると、それはわかるでしょうと言うのですね。わかりますよね、その精神的に考えると、それをずうずうしく乗るということが控えめになってしまうという意味で、ずうずうしく乗れないんだという、その厚岸弁でそう説明をするわけですよ。そういったところを優しさをもってスクールバスだけど、どうぞ利用してくださいといった面を周知してほしいと、そういう意味なんです。

それともう一つ、これ嫌な思いをしたということで、スクールバスなんで学校の生徒が一般客が乗ってくるということがわかっている生徒とわかってない生徒がいる。そういった部分で、その座る座らないという部分で、生徒が何で一般客が乗ってくるんだというような、そういう目線を感じると。これわかるでしょう、自分がもしそういう場所に乗るとしたら。そういった部分も学校の生徒にも一般住民が乗るんだと、だからそういった部分では仲良くという言葉は適当でないかもしれないけれども、そのずうずうしく乗ってくるんだなとかという、そういう違和感を取り除いてあげるような生徒にも一般客が利用するんだよという、そういう周知徹底もしていただきたいというふうに思うんですけれども、それだけお願いをして終わりたいと思います。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富沢教育長） スクールバスの一般の方の利用ですけれども、かつては文部省もなかなかうるさくて、目的外使用ということは原則認めないというような姿勢だったんですけれども、現在では余裕があればそれ以外の方も乗せていいですという姿勢になっています。まして公共交通機関がないという中での利用ですので、これにつきましては学校のほうにももう一度お願いしまして、一般の方も乗ってくると、まして同じ地域の大人の方ですから、ぜひ一緒に仲良く乗って下さいというふうな形で周知を図りたいと思いますし、できればそれぞれ地域にもこういうふうにバス走っているの、ぜひ気軽にご利用くださいというふうなPRはもう一度させていただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 7目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。8目社会福祉施設費。

42ページ。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。2目児童措置費。

44ページ。4目児童福祉施設費。

46ページ。5目児童館運営費。

50ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。2目健康づくり費。

10番谷口委員。

●谷口委員 新型インフルエンザ対策の負担金及び交付金、接種助成なんですけれども、これは町民税非課税世帯と、それから小学生、中学生でしたか対象になるのは、これはこういうふうになったいきさつについてちょっと説明していただきたい。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

新型インフルエンザの接種助成でございますが、委員おっしゃられますように助成の対象になりますのは生活保護世帯、それから市町村民非課税世帯の方々が優先接種対象となっていられる方々、これが国の接種事業として実施しております部分の全額助成ですね、無料で接種が受けられるという対象の方々がございます。

それから、次に言われております1歳から13歳未満の方々につきましては、町が独自の助成制度として創設をいたしました事業でございます。当初、町としましては国の助成制度どおりの助成を考えておりました。道内でも幾つかの市町村で市町村独自の助成制度を創設をするという中で、厚岸町といたしましても特に罹患した場合の重症度が認められる中学生前の。ごめんなさい、失礼しました、町独自の制度は1歳から15歳まで、中学生までの範囲でございます。間違いました、訂正をさせていただきます。

この15歳未満の対象の方々は国が発表します罹患状況から見ましても、感染力が強くて感染した場合の重症度の心配もあるという情報が発表される中では、厚岸町といたしましても、当時町立病院の受診者の状況を見ますとほぼ8割程度がこの対象の方々だという意味で、1歳から15歳の方を対象に、これは市町村民税課税世帯であっても接種を受ける機会を増やしていこうという検討の中で、厚岸町独自の制度として半額程度、6,150円が2回分の接種料としてかかるんでありますが、2回合わせて3,000円の助成をしていこうということで、制度を立ち上げさせていただいたという中身でございます。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 優先接種者、それから町の独自の助成措置ということなんです、この新型インフルエンザ厚岸町内では若干というか、ちょっと一段落したのかなというようなこ

とで、町立病院に行ってみましたら、発熱外来が玄関のところに設置されていたんですけども、撤収しているみたいで大分落ち着きが出てきたのかなというふうに思いますけれども、完全にこうおさまっているわけではないし、依然として季節型のインフルエンザとこの新型インフルエンザの対策は怠ってはならないものではないのかなということだと思っておりますよ。

それで最近になって、この今言われているこの対象者の接種についても、従来は2回というふうに言っていましたけれども、1回でいいのではないのかなというふうな、どの年齢だったかきちっと覚えてないのですけれども、そういう展開になっていると思うんですよ。それで、そうすると町が今回は2回分の半額を助成するという事になってるんですけれども、私はやっぱりすべての人に助成ができれば一番いいんですけれども、そうは言ってもやはり子供たち中心にしながらも、次代を担う子供たちをどうするのかということでは、高校生、あるいは大学受験を控えているそういう、大学のほうでの一定の配慮もあるみたいですが、一生を決めるわけですよ、子供たちにすると。そういうときに非常に体調不良に陥ってしまうということになると、非常にリスクも大きくなるというふうなことを考えると、今回そういう決定も行っているようなので、そうすると厚岸町の今回考えている枠ももう少し広げてもいいのではないのかなというふうに考えますけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 昨日の国の発表だったと思いますが、これまで中学生、高校生も2回接種ということを目安に進めてきておりましたが、基本的に1回接種に見直しをするということになりました。その結果、国全体のワクチン数でいいますと、これまでは高校生の方々は輸入ワクチンで対応するという予定でしたが、高校生も国内ワクチンで対応ができる数になる。それから、疾病を持たない65歳以上の優先接種対象となっている高齢者の分についても、約1,000万人分程度は国内ワクチンで対応ができるという環境が出てまいりました。それで国は、きのうの発表の段階でいわゆる18歳以上、高校生以上64歳までの方々の成人の接種についても進めるということになりました。その前は優先接種者のみの接種ということでございましたので、例えば私が新型のワクチンを接種をしたいと申し出ても、これは受けていただける枠がございませんでした。きのうの段階では健康な成人の方という表現になりますが、いわゆる対象になっていない高校生以上64歳までの方々も接種の対象になると。あわせて従来国が言っております生活保護世帯の方、それから市町村民税非課税の世帯の方についても、同時に国の助成制度の対象にしていくというふうなことが発表されております。

委員言われます次代を担う子供たちの中で、今、受験を控えている、あるいはその年代の高校生も助成の対象にしてはどうかというお話でございましたけれども、まだ情報が交錯している中で具体的に町としてどう整理をしていくのかというのは、今日の段階でございまして、担当レベルでの整理でしかまだございませんが、基本的には今立ち上げております国の制度プラス町の独自の助成制度、新たに拡大される助成の対象の拡大という部分も含めて、基本的には財政事情等の比較の中で検証をさせていただくとい

うこととなりますが、今入ったばかりの情報ですので、基本的にはそういったスタンスでこれから町民の皆さんへの正しい情報提供も含めて、接種に関する情報が不足しないような対応の中で今進めているところがございますので、今の時点で高校生についても中学生の町独自の制度と同様に拡大をしていけるというお話ができませんことについては、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 今、いろいろな情報を聞いておりますと、進学にしても就職にしても非常に厳しい状況にありますよね。高校生の就職内定率は今まだ30%台ぐらいですか、そういう状況にありますよね。そうすると、そういう子供たちが就職のために会社訪問だとか試験だとか、いろいろなところで何回も足を運ばなければならない、あるいは大学等専門学校の受験等にそれとあわせて動いていくということになると、そのたびにその子供たちはいろいろなリスクを負うわけですよ。そうすると、そういうことに就職活動でも受験活動でも十分できるように、安心してできるような体制を厚岸町としても、こういう方向が今見えてきているわけですから、柔軟に対応していただきたいというのが多くの方が思っていることではないでしょうか。厚岸町がせっかくここまでやったのですから、今回、結果的には中学生の半分はここで浮くわけでしょう。そうすれば、その高校生のそういう人たちに、やっぱり大いに接種をしていただくというようなことを広めていかなければだめではないのかと。テレビなんか見てたらやっぱり真剣ですよ、就職試験でも何でも。私ワクチン打ってきましたというふうなことも、きのうテレビでやってみましたけれども、そのくらいやっぱり自分は大丈夫なんだというのもアピールしないと、今自分を売り込んで採用してもらえないというふうな状況まで今来ているんですよ。

ですから、そういうことに少しでも不利な条件を子供たちが持たないように、行政としてできることは大いにやってやるということが大事ではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 現在の優先接種対象者における助成制度の中では、おっしゃられております高校生についても優先接種対象の中に含まれております。したがって、先ほどから言われております低所得世帯に該当される方々については、当然助成の対象になっておまいります。それで、今現在、1回接種でいいという条件が出てきた中では、3,800円の1回目の接種の費用そのものがこの時期大変かというご意見もあると思いますけれども、私どもは今回の国の見直しの中では、高校3年生と中学3年生は年内にこの12月中に優先して接種ができるようにということで、21日から予約を受け付けをするという体制になりましたので、町の防災無線のほうも周知の内容をそういうふうに訂正をして、土曜日と日曜日流すことに防災無線で周知をさせていただくことしております。

それで、大変失礼な言い方ですけども、3,800円が負担できなくて進学や就職活動に

支障が出るかどうかということについては、私としてはそうではないのではないかという気持ちもございますが、委員おっしゃられるのは、当初見ていた予算が余って最終的に枠ができて、そこに対象者として入れられないのかどうかというご質問だと思いますが、町の立場としましては、新たに発生します健康な成人の非課税世帯の方々への予算の使い方も含めて、全体的な検討をさせていただきたいというところでのお話でございますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

それから、ワクチンの接種の費用3,800円と言ったそうですが、3,600円の誤りでございますので訂正をさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 私、ちょっと、今話聞いてて、そしたら何のためにこういう助成制度やるのかということに、そういう疑問を持ちちゃうんですね。3,600円負担できないのに、就職活動や受験活動はそんなことに支障が出るのかというような言い方であったら、そしたら中学生や小学生だって、非課税でない人ったらみんな負担できるということになるんでないですか。そうではなくて、やっぱりそういう広がり心配されるところは特にそういう助成制度なんかで、ぜひインフルエンザのワクチンを接種していただいて、閉じ込めてしまうと、広がりをつくらないということが大きなこれの眼目ではないんでしょうか。一人一人のことを言っていったら、この制度の意味というのはなくなってしまふんじゃないですか。そうではなくて、やっぱり学校でもし1人でも発生することによって、そこから一気に広がったりしては困ると、それによって重症患者が出てしまふのは困ると。その中でちょっとそれをさらに拡大するような体に何かを持っている子供がいるばっかりに、さらに広がってしまったというようなことにならないように、こういう補助だとかそういうこと、あるいは低所得者に対する制度をもって広がりを防いでいくということではないのかなというふうに思うのですよ。そういうことをやっぱりやっていくということになると、3,600円といえば課長あたりにすれば大した金額でないというふうに思われるのかもしれないけれども、そういうことをやったことによって、接種が本当に進んでいくという効果のほうが私は大きいのではないのかなというふうに思うんですよ。そういう考えでやられる事業でないとは私は困るのではないのかなというふうに思うんですよ。その辺ではこれをばらまきの事業ではないわけでしょう。いろいろこう言われている事業と違って、何か子供手当がどうのこうのと今盛んに話題になってますよね。所得の高い人安い人、低い人どうするという事業でこれはやっている事業ではないんでないですか。その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ばらまき事業の例に挙げられたものが、ばらまき事業なのかどうかということについてはちょっと私ども判断できませんが、おっしゃられるように、小学校も中学校、高校、大学、それぞれのステージの中では集団で生活することによっての感染の拡大が広まるという関係については、私どもも日常生活のあり方とし

て、今言ったような学校については集団感染のしやすい環境にあるなどというのは、まさしく同じ認識であります。何で1歳化から15歳までのグループに町の対象事業として集約をしたのかという部分については、繰り返しになりますが、受診患者の8割がこの年齢層に集中をして発生をしていると。特に、罹患した場合の重症がという問題についても、この年齢層に特化をして特に注意をする必要があるというような判断の中で、町の独自助成の対象者として課税世帯の方々にも拡大をさせていただくということで、組んだ事業でございますので、高校生がそうではないというお話ではございません。その辺は重症化の問題と特に受診されている患者の年代の集中している部分というところでの選定でございますので、当時の状況としてはご理解をいただきたいと思えます。

言われております高校生のグループの分につきまして、課税世帯の方々を対象に拡大をできないのかということについては、いま一度検討をさせていただきたい、今後に向けてどうあるべきかということも含めて、成人の新たな拡大の部分も出てまいりますので、その中で検討をしてみたいというふうに思います。

(「いいです」の声あり)

●委員長(室崎委員) 2目、他にございますか。

(なし)

●委員長(室崎委員) なければ先へ進みます。

52ページ。4目水道費。5目病院費。

2項環境政策費、1目環境対策費。

14番竹田委員。

●竹田委員 環境対策費の環境保全基金の部分で、環境保全という部分で委員長、済みません、ちょっとずれるかもしれないのですが、ほかちょっと聞くとところがないので、ここでお聞きしたい部分があるんですけれども、よろしいでしょうか。

(「はい、なるべく早くお願いします」の声あり)

●竹田委員 5期の厚岸町総合計画と第4期の厚岸町の総合計画に照らし合わせて、ここでちょっとお聞きしたいんですけれども、4期の部分での47ページのところに、新エネルギー、ローカルエネルギーを利活用するまちづくりという基本構想のところに、町民生活を支える部分でエネルギーを消費者に伴い排出される云々かんぬんで、太陽光や風力などのエネルギーは繰り返し利用が可能であり、しかも化石燃料に比べ環境への負荷が小さいという特徴がありますと。で云々かんぬんあって、省エネルギーに資する取り組みを進めることが重要だというふうに書いてます。また、けっつのほうに本町の特性を踏まえた新エネルギー、ローカルエネルギーの開発、有効利用を積極的に推進しますというふうに書かれています。

今回の5期の部分についても、厚岸町環境マネジメントシステム省エネルギーの推進ということで、平成22年から31年というところにラインが引かれております。自然環

境を生かした太陽光発電など環境負荷のない自然エネルギーの利用促進に努めますというふうに書かれているわけですがけれども、環境という部分からいくと、この厚岸町が太陽光発電の部分について、町民に対して助成金の部分にどのような形で取り組んでおられるのかお聞きしたいと思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 今、太陽光エネルギーの関係でございますけれども、国のほうでもこの太陽光エネルギーという部分の推奨の関係が進められております。町村によっては助成制度等々を設けているところもあるというふうに認識もしておりますけれども、まだ厚岸町においてはそこまでのいわゆる独自の助成というような部分までは考えてございません。

ただ、この総合計画の基本的な方向性としては、こういった省エネ、あるいは新エネルギーといわれる部分、これには当然取り組んでいかなければならないというような方向性の考え方は持っております。具体的な進め方、こういった部分について今後の検討の中で国の動き等々も十分見据えながら取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますけれども、今、厚岸町として具体的にこれに町独自の施策をこのように進めていくという段階までには達しておりませんので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 14番竹田委員。

●竹田委員 せっかく第4期からずっとこの太陽光の部分を書き記されて、取り組みたいと積極的に推進しますって書いていますよね。積極的というのはどういうふうな言葉に私は理解をしていいのかわかりませんがちょっと苦しむんですけれども、積極的という部分であればやっぱりいち早く取り組みたいというふうに、普通一般人は認識するんでないかなというふうに思うんですけれども、その部分について全くやってないというのは何のために構想計画の中に取り入れて積極的にまだやりたいなんていうふうに書いたのか、意味不明になってくると思うんですよ。

北海道の部分でちょっと調べたら、札幌、帯広、北見市、網走市、紋別市、岩見沢市、旭川、釧路市、士別、町村でいけば音更、上士幌、中札内村、長沼町、幕別町、足寄町、美幌町、大空、遠軽、士幌、根室、更別、弟子屈町、別海町、斜里町というふうに各町村も取り組んでおります。構想の中に積極的に進みたい進めたいというふうに書いてるにもかかわらず、厚岸町としては取り組んでないとか進めていないというのは、何でそういうふうに取り組まないのかというのが環境問題については構想には書いてるけれども、悪い言葉で言えば大した気にかけてないんだと、一応そのつくりだけつくったんだというふうにしかとらえることできないんですよね。これだけ騒がれているCO₂の削減を抑えていこうという中で、北海道のほうでも町村に補助金を出しましょうということを制度して、北海道省エネ新エネサポートという北海道の新エネルギー促進のための支援制度というまで設けているわけですよね。この支援制度についてはご存じなんです

かね。であれば、知っているのであればなおさらのことなぜ取り組まないのかというのが疑問になってくるんですよ。町民にとってもそういうことに参画して取り組みたいという人がたくさんいるにもかかわらず、ほかの町村であちこちでやっているのに厚岸町で何でやらないんだというのが、最近非常に声大きく聞こえてきます。即急に厚岸町としても取り組んでもらいたいというふうに思うんですけれども、どうですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 太陽光発電に限らず、国、道等の補助制度あるという部分で、そういった部分についての周知といいたいまいしょうか、そういうようなPR等もそれぞれされていることは14番議員もご承知のことかなというふうに思いますけれども、プラスアルファといいたいまいしょうか、自治体がさらにこれに助成をプラスするというような取り組みを行うということも私ども存じ上げております。これをもってその方向性を現在の段階でやるということは申し上げられませんが、一応このエネルギーの有効利用、この5期の総合計画に中でも、やはりその辺の重要性という部分をとらえて、今後の町の施策において取り組んでいきたいという姿勢を今回示させていただいているということでございます。これの利用促進という部分については、企業等での促進、それから住民での促進、いろいろな手法あると思うんです。利用の促進を図っていく上での手法もいろいろあるかと思えます。この辺については、厚岸町のほうとしまして、どういったことができるのかという部分については、積極的に検討・研究をしてまいりたいと、このように考えております。

●委員長（室崎委員） 14番竹田委員。

●竹田委員 第4期でつくられときに積極的に推進しますって言った、この書いてから、じゃ何年たっているんですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

このエネルギーの部分につきましては、町のほうといたしましても、いわゆる個別の各住宅でのエネルギー利用という面もあろうかと思えますけれども、厚岸町におきましても、例えば風力発電、こういったものが可能かどうかというような調査といいたいまいしょうか、こういうものにも取り組んできておりますし、いわゆる太陽光だけということじゃなくて、そういう全体的な部分でのものについて決して何もしていないということではなくて、現実的にはそういう風力発電の可能性の部分についての調査研究であるとか、こういったような部分について、NEDOの支援を受けながらの調査だと、こういったようなものにも取り組んできているわけでございます。風力の部分については、結果的に可能性が薄いということで断念した経過もございましてけれども、それからいわゆる廃棄物利用をしながらの熱源確保だとか、こういったような研究・調査なり進めてまいっ

てきております。結果としてエネルギーといいたいでしょうか、そういうものを支出する部分にまでは至っておりませんが、そういう町全体としての部分での取り組みは行っているということでご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 14番竹田委員。

●竹田委員 私が聞いてる中では、厚岸で調べたのは風力の部分だけしか聞いてないんですよ。それをたくさん研究してるみたいにして言われると、ちょっとそれはおかしいんじゃないかと思うんですよ。別に町の財政を削り削ってまで出せと言っているんじゃないかと、道のほうで補助金を出しますよと言ってるんだから、そのお金だけでも利用して出せば、事務経費等で済むはずなんですよ。だから、そこできるはずなんですけれども、何で厚岸町はできないんですか。

町長お願いあるんですけれども、町民というのは京都議定書の中でも日本が最初にうたわれている6%というCO₂の削減から今回政権変わって25%ということで太陽光については国挙げてやろうということになってます。そういった部分で厚岸町にもそれなりの通達というのは来ているのか来てないのかはわかりませんが、厚岸町の中でもそういう盛んな声が出てきてます。町長として厚岸町にもこの財政難の中で削ってまで出せとは言いませんけれども、できればこの太陽光の補助金の部分だけでの数万円、1軒当たりに出せるはずなんですよ。その金額を調べていただいて、何とか来年度から助成をしていけるような部分をやってほしいと思っております。また、この太陽光の発電の取りつけによって基礎部分、それから鉄骨部分、それからさまざまな要因の部分でこれを取りつけることによって産業の活発というふうにもつながってくるということで、大きな利用価値というのが経済的に盛んになってくるのは間違いのないと思うので、ぜひ取り組んでほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

エネルギー関係における太陽光の利用についてのご質問であります。かつては税金で優遇されておったわけですが、廃止をされ、そして今日では今ご指摘のようないろいろな制度が適用されているようであります。そういう中で、厚岸町でも単独でも、あとはいろいろな制度を利用して推進をしたらどうかということではあります。そのことについても今後研究・調査をしながら第5期の中でも積極的に進めてまいりたいと。来年というわけにはいくかどうかわかりませんが、進めてまいりたいというふうに考えます。

●委員長（室崎委員） 14番竹田委員。

●竹田委員 今、太陽光1キロワット当たり、何万円の国からの補助がいただけるかご存じですか。

- 委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（田辺課長） 7万円だというふうに理解しております。
- 委員長（室崎委員） 14番竹田委員。
- 竹田委員 6年前には幾らだっと思います。
- 委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（田辺課長） 済みません。今、ちょっと私の記憶の中にございません。調べろということであればお時間をいただければ調べさせていただきたいと思ひます。
- 委員長（室崎委員） 14番竹田委員。
- 竹田委員 6年前には1キロワット当たり10万円だったんですよ。それが今、7万円に下がってきているんですよ。どんどんどんどん下がってくるんですよ。太陽光が一番先にできたときには、国からの補助が2分の1で、400万円当時かかったのが200万円くらい補助金があったんですよ。それが今度1キロワット当たりが変わったんですよ。補助金の額がどんどんどんどん下がってる。この中でどうせやるんだったら早いほうがいいというのが町民の声です。来年、再来年とはいかないというようなことではなくて、補助金をもらえる部分で活用してやったらいかかと言っているのに、なぜそれを拒んでやらないような返答しかできないのが、私はおかしい思うんですよ。もう一度答弁願ひたいと思ひます。
- 委員長（室崎委員） 町長。
- 町長（若狭町長） 何もやらなという答弁はしてないはずであります。調査・研究をして積極的に推進をしていきたいと、5期でうたっているとおりでありますということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。
- 委員長（室崎委員） 14番竹田委員。
- 竹田委員 さっき町長、来年とはいかないですけどもとはっきり言いましたよね。私が言っているのは、即効にやってほしいということをお願いしているんですよ。
- 委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） そのことも含めて推進をしていきたいということでもあります。また、太陽光になりますと、買電等の問題もご承知と思いますが、あるわけですね。そういうもろもろの研究もしていかないと難しいといたしましょうか、国との関係、今、国のほうも積極的にこの問題には取り組んでおります。そういう流れを見ながらいろいろとやっていかなければならないということでもありますので、竹田委員の積極性の中で認識をともに持ちながら、進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 14番竹田委員。

●竹田委員 これ1回でやめます。済みません。短くって言われたんですけども、これ1回でやめますので、買電の話が今町長されたんですけども、国としては今買電を洒落じゃないんですけども、買電で倍額というふうに言われております。これが契約時からいつまでなのかというのが不透明なんですよ。ただいま契約されると10年間は買電を倍額で買いますよという国の施策です。これは間違いないんですよ。ですから、これが例えば来年の3月で切れた場合、来年の6月で切れた場合には、その後つけた人はつけても倍に売ることができないんですよ。そういった計算をしていくと、1軒当たり大体250万円から300万円、この太陽光をつけるに当たって費用がかかるというふうに試算されています。その中で、買電をしていくと大体15年でペイができると、かけた費用が15年ぐらいで費用が帳消しになる。それが買電ができなくなればその倍の30年かかってしまうという、そこでデメリットが生じてしまうので、メリット性のあるうちにぜひお考えをしていただきたいというふうにお願いをしているわけです。よろしく願います。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 繰り返しになりますが、ですから、そういう国との関係、買電の関係、いろいろな問題あるんです。ですから、それらを調査・研究しながら積極的に厚岸町として進めてまいりたいということでもありますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

3目廃棄物対策費。4目ご処理費。5目し尿処理費。

54ページ。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。2目農業振興費。3目畜産業費。

2項林業費、1目林業総務費。

10番谷口委員。

●谷口委員 有害鳥獣駆除奨励ということで、野生鳥獣被害対策協議会に45万円と、これエゾシカの駆除ですよ。ただシカと言ったほうがいいですか、私エゾシカと言ったんですけれども。それで、この事業なんですけれども、今回はこれでいいと思うんですけれども、今後この問題についてどう対応していくのかという計画があるのかなのか、長期にわたっての、確実に毎年毎年増えてきて、そして市街地に出没するようになる、あるいは道路や線路におりてくると。そのたびにさまざまな被害をもたらすということで、そのうちに何かいつか話に出てましたけれども、クマの出没もそれに関係あるのかというようなことにも、ちょっと議論もされていたような気がするんですけれども、この問題についてはやっぱりきちんとした計画を持った対策をとっていくべきではないのかなというふうに思うんですけれども、そういう計画というのは厚岸町にはあるんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 昨日も菊池議員さんにお答えをいたしました。個体管理についてはあくまでも北海道が行っているところであり。北海道でもエゾシカの検討会で審議されて、そちらのほうでいろいろな資料等ライトセンサス等々、いろいろ個体を掌握するためにいろいろな資料、それから統計数字、そういったものを参考にして個体数を積算をするということでもあります。ですから、あくまでも北海道の考え方が非常に比重を占めてくるのではないかというふうに思っています。私どもとしましては、保護管理そのものにつきましては、北海道全体として総合対策を練るべきという考えを持っています。したがって、厚岸町といたしましては、北海道と各市町村の連携をとった中で、厚岸町としての考え方と申しますか、北海道の考え方に基づいた厚岸町の対応と、そういったものが必要ではないのかというふうに考えています。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 私、言いたいのは、結果的にこの市街地での駆除事業ですよ、今のやり方というのは。もう一般町民がすぐそばに住んでいるわけですよ。そして、大人から子供までいて、あの音は何をしている音かというのはすべてわかるわけですよ。そういう中での管理の仕方が、例えば子供たちに与える影響だとか、そういうことも含めてどういうふうに考えていけばいいのかと。これは言ってみれば今やっていることは、もうやむにやまれない方法で今管理をやっているわけですよ、駆除を。そうすると、今自然保護だとか、野生生物を守るだとか、いろいろなことを子供たちに教えながら、その一方で駆除でぼんぼん撃って何十頭ことしはやりましたというような報告も、昨日もされていましたが、そういうことを町なかでやるのが果たしていいのかどうかということも、やっぱりきちんと考えていかなければならないのではないのかなと。だから、だから本当に緊急措置としてやられていることは私は反対するものではありませんけれども、こういうことをやっていくことに対しての、やっぱり研究が必要ではないのかなというふうに思うんですよ。

それともう一つ、やはりこちらのほうに来ていただかない方法も考えていかなければならないのではないのかなというふうに思うんです。ということで、いつかの議会でも取り上げられておりましたけれども、開発である国道沿いにやっているのがそれなりに効果があるのであれば、私は多少景観に若干問題があるかもしれないけれども、その町民の財産だとか安全だとか、いろいろなことを考えるとそういうことも含めた検討も私は必要ではないのかなというふうに思うんですよね。はるかに安上がりに効果の上がる方法があるのであれば、それはちょっとの間は違和感があるかもしれないけれども、交通事故や、あるいは地域のその作物だとかそういうものも含めて、いろいろな被害を防げるのであれば、そちらのほうはるかに効果は大きいのではないのかなというふうに思うんですけれども、そういう検討さまざまなことを含めて検討されていくべきではないのかなというふうに考えますけれども、そのあたりではどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） ただいまの谷口委員の質問にお答えしたいと思います。

その前に、先ほどの答弁の中で、一つつけ加えたいことがございます。厚岸町におきましても、厚岸町野生鳥獣被害対策協議会という組織がございます。その中で有害の駆除頭数、そういったものが年間400頭ということで、駆除頭数が決められているということを、まず一つつけ加えておきたいというふうに思います。

それから、湖南地区の市街地の駆除につきましては、委員おっしゃいますとおり、とにかく救急避難的と申しますか、本当に臨時的な駆除、1年じゅうできることではありません、それは重々わかっております。夏場においては確かに観光客、あるいは人の出入りもたくさん増えますので、そういった中でいかに山の斜面とはいえ撃てないことは重々承知をしてございます。そのために時期をずらして一番そういった危険性がない時期に駆除を行っているということでございます。その駆除につきましても、山に向かってシカ撃たないと、深追いはしないと、そういった基本的なルールにのっとりまして、そして地元のハンターの中でも地域に精通している方を5人ほど選んで、限定をさせていただいて湖南地区の場所に限り行っているということで、十分ハンターの皆さん方には注意をいただきながら、最も安全な方法で行っているということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、来てもらわない方法もあるのではないかというお話でありましたけれども、確かに今年でいいますと、10月の24日から一般の狩猟が始まっておりますけれども、その一般狩猟が始まったと同時に、シカのほうは今度方々に散らばるということでございます。今年たまたま移動時期と繁殖時期が重なっておりましたので、12月からということになりましたけれども、それで湖南地区のほうには一般狩猟が始まったと同時に、やはり湖南地区のほうに逃げてくるということで、急にシカの個体数が見られるようになったという声も聞いておりますので、そういったことで厚岸町の猟友会の方とそういった時期的な面も調整をしながら、どういう時期がいいのかということも含めまして、厚岸のほうに個体数が来ないような対応も今後検討してみたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

- 委員長（室崎委員） 谷口さん、ちょっと済みません。ここで休憩します。
委員会を休憩します。

午後 4 時51分休憩

午後 4 時53分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。

1 目の途中でしたですね。答弁が終わったところですね。

- 環境政策課長（大崎課長） 防護柵の関係でありますけれども、町といたしましても、委員おっしゃるとおり検討はいたしましたけれども、多額の費用がかかるということで、検討はいたしましたけれども、この柵の設置等につきましては今のところそういった考えは持っていないということでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

- 谷口委員 簡単に切って捨てられると、こっちもかなりショック大きいんですけども、片方でそれを今やっていることは、私は否定していないんですよ。ただ、そう言いながらも実際それ以外の期間には堂々とおりにくるわけでしょう。中川さんも何回も干場まで来ていろいろしていくと、そういうのを何とかならないかということと、もう町の中は堂々と走ってあるく、いつアスファルトに足をとられて転ばないとも限らない立派な角を持ったシカが町なかを走ってあるくわけでしょう。そういうのが何かに驚いて家の中に飛び込んだり、車に飛び込んだり、今までだって事故がないわけではないですよ。そうすると、やっぱりそれに合った対策というものはとっていかなければならないと思うんですよ。

それで、今簡単に防護策は金がかかって、もうどうしようもないから考えてもいませんというお話なんですよ。ですけども、それだって、今だんだんだんだん考え方がいろいろ変わってきて、それに対する防護策だっていろいろ工夫されてきているわけでしょう。それで開発はもっと安い手がないかということでああいう方法で道路縁にやっていると。あれをかなり否定的に言われた場合もありますけれども、それだって、もし効果があるんであれば実際に効果があるんであれば、やる必要があるんでないですか、やってみる必要が。だけれども、それだって今までの考えでいけば補助がなければだめだ、何がしなければだめだということで、やってきていると思うんですけども、補助よりはるかに安かったり、あるいはそういうことも補助しますよだとか、そういう検討というのは必要ではないですか。何年前に検討したんですか。何年前に検討して、どこからどこまで何キロにわたってやると、やる場合にどのくらいのお金がかかると。それは例えば1メートル当たり幾らかかる、100メートルにすれば幾らかかると、1キロやったら幾らになるんだと。もし1里、4キロやったら幾らかかるというような計算をきちんと

された上で多額の費用がかかって、厚岸町でとってできませんということになったのですか。そういうことをしっかり示していただいて答弁してもらわないと困るんですよ。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長

●環境政策課長（大崎課長） まず、湖南地区のその町の中にシカが出てくるというお話でありましたけれども、ことしの3月に駆除を実施をいたしました。3月から4月にかけてやったわけですけれども、その後効果が非常にあったということで、町の中に一定期間シカを見かけなくなったという声がありました。シカが増え始めたのは先ほども答弁いたしましたけれども、一般狩猟が始まってから頻繁に見かけるようになったということで、11月に入ってからということで、私ども筑紫恋地区等、そういったところにも顔を出して聞いたところ増えてきたということで、有害ということで12月に有害駆除を行ったというのが実態でございます。

それから、先ほど私もちょっと質問を取り違えてまして、開発局のお話である国道に柵を設けているぞというのをちょっと聞き漏らしてございます。申しわけございません。昨年の中川議員だと思えますけれども、このエゾシカの関係の町の中に交通事故等の危険があるよということで、そういう質問がされました。それで、その答弁の中に、町道を全体に柵を設けるということについては物理的には無理ですという答弁をしたということがございます。それから、町の中に入ってきて、家庭菜園をそういった被害もあるよということについて、その家庭菜園については、あくまでも自己で自分の責任においてやっていただきたいということで答弁を申し上げてございます。

谷口委員の先ほど検討はしたのかということでもありますけれども、ちょっと私自身質問を取り違えてございまして、申しわけなかったのですけれども、そのような形で交通事故等の町道沿いに柵を設けることにつきましては、物理的に無理だということで、昨年答弁してございますので、今回についてもご理解をいただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 今、課長、物理的に無理だと言いました？私余り耳がよくないのでわからないのですけれども、物理的ってどういうことなんですか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 5 時01分休憩

午後 5 時04分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

副町長。

●副町長（大沼副町長） このエゾシカにかかわる被害といいますのは、もう既にご案内のとおり牧草地、水産干場、それから交通事故の危険性、それから家庭菜園と、もう厚岸町全域にわたっております。そこで、これをシカが来ないようにというふうにするというのは、厚岸町全域どこかで囲わなければならないというふうに考えざるを得ません。そんなことは物理的にも金銭的にも不可能であります。今、我々が北海道に対して要望を申し上げておりますけれども、これは一町一村で対応できるような問題ではないと。東部地区で見ますと、既に30万頭を超えているのではないかとされているそのエゾシカが生息していると、これは10年前平成8年のこれも北海道の数値でありますけれども、それから4万トンも増えているということあります。農業、それから交通事故の問題、それから列車事故の障害の問題、これも件数が非常に増えてきてます、年々。それは生息数が増えているからであります。その生息数をきちと抑制する、あるいは減らすという対策が必要ではないかということでもあります。

そこで、我々が問題になると思われるのは、一つは、ハンターの数が非常に少なくなってきた、しかも高齢化しているという問題があります。これら大型獣を鉄砲で駆除するにはライフル銃が必要です。狩猟の免許というのはいろいろ段階的な問題があるようで、最初狩猟の免許を与えられて使える銃というのは散弾銃どまりだそうです。それから10年を経過しないと、ライフル銃をらせる許可が出ないそうです。そうすると、10年間そのハンターを養成するために医者と同じように10年もかかるということになります。そうすると北海道内のハンターだけでは、もう間に合わないところに来ているのではないかという話も実は10月、副知事がこの道東にお見えになったときに、あいにく町長が出られませんでしたけれども、管内の町村長の集まりの中でそういう実態も話させていただいて、これは一農業だけの問題ではないよと、水産業にもそういう被害がある、交通事故にもそういう被害があるということで、北海道全体で抜本的な対策を講じていただかなければ大変なことになると。ある新聞報道でもご存じかと思えますけれども、管内の町村長のある方は、もう被害ではないと災害だと、自衛隊を動員してでも、この生息数の抑制策を講じなければ大変なことになるということまでおっしゃった首長さんがおります。まさにそのとおりでありまして、それがそのとおりになるかどうかはわかりませんが、いろいろ自衛隊法の問題ですとか、隘路がどうか、解決しなければならない問題があるようでもありますけれども、そういうことがその一町一村でできるような問題ではないと、もはやですね、そういうふうに考えております。

しかも、なおかつこの移動距離といいますか、それから海も渡ってくるという状況がありますから、そうなるとなおのこと北海道全体で抜本的なその対応策を講じていただかないと、ますます被害が増えるという状況でありますから、なおかつ今後も北海道に対して強くその抜本的な対策、これらを講じていただくように要請を続けていきたいと思えますし、なお、道議会でも地元の議員さんがそういう要望を出されておまして、北海道知事はこのエゾシカ対策に関する幅広い機関で構成する新たな組織を構築するということを議会の中で明言されているようであります。その新たな組織できちっとした対応策というものを検討されてくるんだろうというふうに期待をしております。ぜひ広域的な対応をしていただくように今後も声を上げていきたいと、そのように考えており

ます。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 今、副町長から説明あって、わかったんですけども、やはりけど、さっきみたいなんびりした答弁されていたんでは、緊迫感になっていかないですよ。だから、実際にもし厚岸町でこういうことをやればこうなりますよということも、きっちり押さえておいた上で発言していただかなければ、厚岸町何やっているのと、45万円だとか、そういう程度のことかいということになっては困るんですよ。ですから、ぜひそういう点ではこの問題が深刻な問題にあるということで、町長ひとつよろしく願いをいたします。

●委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 本当に深刻な状況であるということを我々も痛切に感じておりますし、なお、北海道等から実際に町でどういう被害があるのかということも、新たな調査があるようであります。それに向けてきちっとその準備を進めて、我々の思いというものをきちっと伝えていきたいと、そのように考えます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

56ページ。2目林業振興費。5目特用林産振興費。

3項水産業費、1目水産業総務費。2目水産振興費。3目漁港管理費。

1番音多喜委員。

●音多喜委員 奔渡湖岸はわかるんですが、これは泊地というんですかね。今回の工事請負ということですが、どこをどのような工事するのか、まず、それ説明していただきたい。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 奔渡湖岸泊地航路事業でございます。泊地という呼び名でございます。それで、場所は奔渡川、町道奔渡町湖岸道路に御供橋がかかっております。奔渡7丁目に行く途中の橋があります。そこの橋の中心から下流側16メートル、上流側36メートルの長さを浚渫するという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 1 番音喜多委員。

●音喜多委員 ここ町で防衛庁の交付金いただきながらも湖岸整理してますよね、何カ年か計画で。そうすると、ここ今までは岸のほうをずっとやってきたんですけども、今度中のほうというか川の中というかそこを泥を取って使うと。あそこ、こちらから行くと手前側のほうでは湖岸何メートルかずっと用地買い上げて付近の方々が使えるような形、船をとめたり繋留したり、そういうことができるようにするとか、私どもも総務で一度見にいって来た経緯がある。そこはこれをするによって今度もう完全にでき上がると見ていいんですか、それともまだこれからずっと続いて、とりあえず今言われたように上流部と下流部の中の泥だけ取って、あずましく使えるとか、その川の中を利用できるような形にするという状況なのか、その辺。

それから、もう一つは、まだ見て3年もたっていないんですが、本当に湖のほうに続く道とか、航路ですね、まだかなり浅瀬とか、あの辺は処置しなければまだ完全に完成にならないなと思うんですが、あの辺のところは見通しとしてはどうなんですか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 委員おっしゃられるとおり、この奔渡川改修事業というのは防衛の調整交付金事業で施行しております。平成16年からこの事業が採択になりまして事業を進めておりますけれども、現在のところ事業計画の承認を受けてるのは河口から橋までの150メートルの区間が承認を受けてます。実際に5年たっているんですけども、河口から御供橋まで150メートルの地域の中で実際に今終わってる進捗状況は、河口から75メートルの、それも片側しか完成しておりません。そういったこともありまして、實際上、昔からここは泊地ということで漁船の方々の船をとめる場所にもなっておりますので、一向に進まないということもありまして、それから実際的にもう橋の付近では川なものですから、土砂が堆積して困っているという状況ができてました。実は、平成15年にも同じく工事をやっておりまして、またそういうことで土砂がたまってますんで、漁業活動の一環として支援するというので、この部分を今回土砂を取らせていただくという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 1 番音喜多委員。

●音喜多委員 まだまだそうすると、相当時間がかかりそうだというか、お金も相手次第ということになるんだろうと思うんですが、その見通しというのは全く担当のほうとしては相手次第という意味合いで、見通しがいつまで完成するというあれはないと言ったら変ですけども、永遠と続いていくというふう理解していいんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） 奔渡川の改修整備事業の関係でございますので、建設課の私のほうで答弁させていただきます。

これにつきましては、今、平成16年度から事業工事を着手しまして、今現在のところの進捗でいきますと、平成29年度を完成見込みといった想定をしております。ただし、これは委員もご存じのとおり防衛の調整交付金の事業でもって整備を進めているものでございますので、毎年その額等が変更してまいります。そうしたことを見まして、それはおおむねに29年度ということにはしておりますけれども、変動が出てくるということでございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

それから、奔渡川のその川の水深の絡みです。今、土砂がたまり浚渫を行うと、それは応急対策として行っているといったものではないかというふうに考えます。ただ、この川の改修によりまして、この改修をするときの検討をしたものでございます。この辺の業者の使われている船外機というのは、3トンクラスの船外機が使われてございまして、その3トンクラスの必要な推進というのは幾らかと言いますと、設計上考えている中では1.5メートルの深さが必要だというふうに言われているものでございます。

そこで、この奔渡川の改修計画のときには、検討した中では平均潮位で1.1メートルの推進となると。ですから、1.5メートル必要だといっても1.1メートルしかとれないといった現実がございます。しかしながら、今までよりは60センチ程度は深くなってまいります。そうしたことがございます。ただ、それをこれ以上深くすることは理論的にもこれはできないと、幅を狭くするか、厚岸湖全体を低くしなければ対応できませんので、それは現実的ではないということで、これにつきましては、平成17年の1月12日に近隣漁業者との説明会のときにご説明申し上げまして、ご了承をいただいているところでございます。そうしたことで、今の計画でもって奔渡川の改修工事を進めているというものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） いいですか。
2番堀委員。

- 堀委員 同じく奔渡の湖岸泊地のことで聞きたいんですけれども、15年に一度やっているということで、今回約6年目で再度やるんですよね。この15年前のときにはその1.1メートル水深をとったという説明でしたか。それが今実際にこの今平成21年度で何センチになったのかというもので、今、この御供橋の下流16メートルと上流がちょっと三十何メートルをやるというふうになったのかなというのが教えてもらいたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） 私から、先ほどの説明したこの1.1メートルといいますのは、護改修の工事を行うことによって1.1、平均潮位から1.1メートルの水深のかさになるということでございます。これは今後工事を進めていくことによって、これだけの深さが確保できるということでございます。

●委員長（室崎委員） 2番堀委員。

●堀委員 わかりました。15年のときには、それじゃ平均潮位何センチぐらいの土砂を掘ったのか。それが、ですから今現在では何センチまでその土砂が堆積されたのか。それで新たに掘らなければならないのかというのを教えてもらいたいですけれども。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 平均潮位の関係はちょっと今資料ございませんけれども、今回調査した結果、浚渫の砂の掘削のボリューム的には1メートルの深さ、厚さを取るといことで、約410米の浚渫を行うといことで、それは15年度と一緒の同じ状況になっているといことでございます。

●委員長（室崎委員） 2番堀委員。

●堀委員 そうすると、約5年間で1メートル分堆砂したといふうを考えていいということになりますよね。その5年前にもやったときには当然船が通れるだけあれしたんですから、その分だけ掘って、それが今浅くなってきたわけですから。5年間で1メートルの土砂がたまると。この土砂の供給元というのは上流にあるんでしょうか、それとも下流にあるんでしょうか、そこら辺はどういうふう考えているんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 当然川でございますので、上流からのいわゆる土砂の流積、流入といことで解釈しております。

●委員長（室崎委員） 2番堀委員。

●堀委員 五、六年で1メートルも堆砂するっといったら、相当な土砂の流入といつか、堆砂があるといふうには私は思うんですよね。あれだけ常時流れている川が五、六年でたまるという、その供給元といつかは押さえているんでしょうか。言いたいのは、その五、六年でこういう維持浚渫を常時していかなければならないと。じゃ、もう少し上流で例えばその沈砂池とか、そういうものを上流に設けるとかで抜本的に土砂の供給元をもっと上流のところとめてしまうような、そういう対策といつかは考えられないんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今、沈砂池等の設置といつかはでございますけれども、町も防衛の

調整交付金事業の中で事業認可を受けまして、橋までということによって事業認可を受けているものから、その上流の部分に沈砂池などを設けるということはかなり事業費もかかるわけですので、今回修繕ということによって浚渫の事業費を積算して事業受け入れをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 2番堀委員。

●堀委員 防衛のその交付金でやっているのは、その奔渡川改修事業ですよ。の認可がということですよ。それをやることによって上流側の何かをやるというのは規制されるということですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 奔渡川の改修事業は既存の奔渡川、それを厚岸のこの岸から御供橋までについて改修をするというものでございます。

●委員長（室崎委員） 2番堀委員。

●堀委員 ですから、その使っている人方に見てみると、五、六年で1メートルということは、二、三年では当然五、六十センチになるわけですよ。当然昆布や何かを揚げるときに、じゃ、干潮時でなくて満潮時に上がってこなければならぬ。今は五、六年ですけれども、実際に使用者に見てみると、3年から4年ぐらいからもう使用に関しては支障が出てきてしまっているという状況になるんじゃないですか。ですから、それを少しでもやっぱりおさめるためには、上流には子野日公園の駐車場とか、その付近に川が流れてますよね。ですから、あそこら辺に例えば設けて、管理道路もあれした中で毎年そこから一時堆砂させた砂を取るぐらいのほうがかえってこういうふうにならぬ間に1回、今回はこの120万円ほどで済んでますけれども、もっともっと下流をやろうとしたら、もっともっと事業費が膨らむわけなんです。その対策として上流のほうに沈砂池を設けて、毎年バックホーマー重機が入られるんですね。少しずつでも取っていったほうが安上がりというふうにも考えられないのか、そこら辺どうなのでしょう。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 15年と同じ場所で1メートルたまったんでないかと。私の説明不足だったんですけれども、15年度ではボリューム的には一緒なんですけれども、御供橋の下に水道管が入ってまして、橋の部分については浚渫ができなかったわけです。その後18年度に水道管が橋に吊って布設されてますので、その橋の真下の部分も含めて浚渫が今回できるということになりましたので、ボリューム的には一緒なんですけれども、15年度と同じ場所で1メートル堆積したんじゃないかということの誤解を生じてしましまして、申しわけありません。

- 委員長（室崎委員） 沈砂池に関して答弁がないという、2番委員さんの話です。だからそれについても答弁してくださいということです。

産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） 今後、その沈砂池に関しましても、どのくらいの費用だとか、こういった工法があるのかも含めて検討してまいりたいと思います。

- 委員長（室崎委員） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

- 委員長（室崎委員） 3目、他にございますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

5目養殖事業費。

58ページ。6目水産施設費。

60ページ。6款、1項商工費、1目商工総務費。3目食文化振興費。4目観光振興費。

5目観光施設費。

64ページ。7款土木費、1項土木管理費、1目土木用地費。4目地積調査費。

2項土木橋梁費、1目土木橋梁維持費。

10番谷口委員。

- 谷口委員 ここでちょっとお尋ねしたいんですが、国の補助事業の見直し等があって、この老朽化した橋が直せないということで全国でいろいろ話題になってます。それで、厚岸町内に老朽化した橋等はあるんですか、町道にかかわって、あるいは農道も含めてですけれども。

- 委員長（室崎委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

厚岸町内に老朽化した橋があるのかといったご質問でございますけれども、町内、町道に設置されております橋は全部で42橋ございます。ただ、このうち老朽化したのはどれだけあるのかといったこととなりますと、詳細な点検が必要となってまいります。今、職員のパトロールの中では今どうだということは、非常に老朽化してすぐ直さなければならぬとか、こういったまでのところまでは点検はしてない、見た目の目視の点検でございます。それを今橋の長寿命化計画というものを今後立てていかなければならぬというふうな考えでございます。それには国の補助事業等も入れながら、調査費、

それから専門の技術さんの中で調査をかけるといったものがございまして、それを進めていこうということで、長寿命化計画を立てる前にまず橋の老朽化の状況をすべて見てまいろうと。それを見た中で例えばどういった対策をして長寿命化をしたらいいのかといったことを、次の段階で計画をしていくと。そういったものを今現在検討中でございまして、まだ調査につきましては24年度にそういったものやっけていこうと。そして25年度長寿命化計画を策定していきたいと、このように今考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 そうすると、何かかなりゆっくりしたお話ですよ。今、平成21年度ですから、24年度に計画つくって25年度からというようなお話ですから、厚岸町にはそうすると、差し当たって今大騒ぎするような橋はないんだというふうに理解していいんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今、私どもが職員が見た中では大騒ぎしてどうのこうのするといったところはないというふうに踏んでいます。ただ、今までも太田門静間道路のちょうど採石場の手前に入っていく橋につきましては、結構以前に老朽化を発見しまして、部分的な補修をしたといった経過がございます。その他の橋につきましても、職員の中でパトロールした中では、まだそういったところまでは至ってないだろうといった段階でございます。それと橋といいますのは、やっぱり専門的な技術が必要でございます。保守点検するにもある程度の技術を持ってなければなかなか判断がつきづらいというふうのもございます。そういった職員の研修もここ昨年からは職員の者にそういった点検等の指導の研修、こういったものも今進めているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 それと同時に耐震化の問題ありますよね。これについても、この計画の中で進めていくということなんでしょうか。それはまた別なんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 橋の耐震化ということでございます。私どもがお話を申し上げたのは、橋を寿命化を延ばしていくと、点検をして橋を少しでも長く延ばしていくと、こういったことを今やっけていこうとするところでございます。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 私が言っているのは、その今やっぱり地震だとかにどう対応するか、橋の問題もあるわけでしょう。それで国道にかかっている橋なんかを見ますと、そり橋げたがいきなり落ちないように何か鎖でつないでみたり、いろいろなことをやっていますよね。そういうことだとか、あとどういうことができるのか、耐震補強だとかそういうものはわかりませんが、そういうことは全く別な話なんですか、こういうこととは。それもあわせてその長く寿命を延ばして使っていこうということとは別なんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

橋の耐震化といいますのは、その耐震設計、その設計にまっししているかしていないかといったものがまず基本になっているところがあります。そういった設計に合っていない場合は耐震化を図っていかなければならないというものでございます。ここ最近、その橋の耐震設計の基準が変わったとか、そういったものは今余りなくて、どちらかというところと老朽化により地震があった場合に非常に危険になるといった方向で考えているところでございます。ですから、まずは橋の老朽したところを調べて、危険性があるものは危険性がないように修繕を図って補強を図っていくといったものの対策でございます。そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

66ページ。2目道路新設改良費。

68ページ。3目除雪対策費。

3項河川費、1目河川総務費。

70ページ。4項都市計画費。1目ですね。

10番谷口委員。

●谷口委員 河川総務費のこの別寒辺牛の砂防施設整備事業3,527万1,000円なんですが、これはこの事業これ何年目になりますか、調査委託。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後5時36分休憩

午後5時36分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この河川調査何年目になるのかということでございますけれども、平成18年から進めてございますので4年目ということになると思います。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 18年というスリットが入ったところからかな。入れたところからなるのかな。ですから、そのスリットの効果だとか、あるいはそのイトウだとか、他の魚もそうですけれども、上流、下流の行き来がどうなっているかとか、そういうことが調査されているんだと思うんですけれども、18、19、20と3年間も行っているわけですよね、そして、ことしの春もやっているから1年おくれでいくのかな、こういうふうに予算措置をするということになると、その結果みたいのはある程度スリットの効果だとか、そういうものに対する効果等について町民に公開するというようなことは、今できているんでしょうか。それとも求めるとそういうものは明らかになるようになっていないんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） トラベツダムのスリット化した後のこの河川の状況の調査、これ平成18年からスリット化に伴う河川の状況、それからイトウの生息関係の中で観測をしているものでございます。これは北海道の防衛局のほうで今その中での考えといたしましては、平成22年度までのデータを取りまとめまして、それを専門家のほうに見ていただいて、果たしてこれがどのような状況なのかという一定の見解ももらってきたいというふうに、今考えて調査を続けているところでございます。ですから、まずは平成22年度をめぐって進めていきたいといったところでございます。そうした調査結果については、北海道の防衛局のほうで、このデータを持っておりますので、ただ、それは個々のこういったデータとなってしまいますので、最終的にはそういう専門家の意見を聞いた中でどうなのかということが、見解は平成22年度の調査を終わった段階での取りまとめをして方向を検討をしていきたいといったところの内容でございます。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 単年度単年度のこの委託事業ですよね、これは。それで結果的にこの国の事業を厚岸町が委託をされてやっているということでもいいんですよね。それで、この何で厚岸町がやっているかということは、やっぱり厚岸町にも深いかわりがあるということで、厚岸町が業務を委託されてやっているんだと思うんですけれども、そうであれば一定のデータについての公開等は厚岸町も行えるようになってしかるべきだと思うんですけれども、そういうふうになっていないのですか、なっているのですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

これは以前にも同じ質問を受けた経緯がございますけれども、これは北海道防衛局のほうから厚岸町にこの業務の委託を受けてるものでございます。したがって、業務が終われば、そのデータ等は成果品として北海道防衛局のほうへお渡しするというものでございます。ですから、厚岸町がデータを公開するといったことにはなっていないものでございます。しかしながら、必要なデータ等があれば、北海道防衛局のほうに依頼をかけて、その辺は公表できるものは公表していただきたいというふうに、そういったことは依頼をしていけるというふうに思います。

（「はい、いいです」の声あり）

●委員長（室崎委員） 1目、他にありますか。

（なし）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

4項都市計画費、3目下水道費。

6項住宅費、2目住宅管理費。

74ページ。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費。2目災害対策費。

10番谷口委員。

●谷口委員 防災行政無線設備整備事業、道費が740万3,000円、地方債が1,340万円、一財が308万5,000円というふうになっているんですけども、これは資料にもありますけれども、その下のほうに特調と書いて黒い菱形の印がありまして、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報等対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を人工衛星を用いて国から市町村等に瞬時に伝達するシステムであるというふうになっておりますけれども、これもう忘れてしまいましたけれども、何か北朝鮮からテポドンだとかというものが飛んだとか飛ばないとかというときに、国のほうで間違っただけでその関係機関に連絡をしてしまったら、まだ発射してなかったということで、それではうまくないということであるというのが、今回のこのシステムだと思っておりますけれども、そういう理解でいいんですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） 委員のおっしゃるところはほぼそのとおりでございますが、一部違うところは飛行体に備えて全国一斉に総務省、消防庁がそういう危険なものがあるよと、例えばそういうもの、それから気象庁からのそういう例えば地震津波警報、それ

からを全国一斉にやるということも含めて、その飛翔体に限らずやるということも今回は含まさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 それで、結果的に何で厚岸町が地方債を1,340万円も起こさなければならないか、一財から300万円もお金を出さなければならないかということですよ。うまくいかなかったのは国のほうなわけでしょう。国のシステムが悪かったのにその受信施設をつくるために何で厚岸町が負担しなければ、国のほうがきちんとしてれば、何のことはない通報はスムーズにいったと思うんですよね。何か国のシステムがうまくいかなかったばかりに、さらに上つくなって、その上をつくるようなもので、これ屋上屋を重ねていくようなもんなんです。こういうことに対して地方自治体はただ黙って従っていかなければならないというのが、非常に寂しいような気がするんです。間違っただれかのボタンを押したばかりに、とんでもない情報が流れてしまうということをやっていたのは国なんです。それがそっちをきちんとしてくれれば、あとは何もやる必要がないんでなのかなというふうに思うんですが、いかがなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） 再度お答えいたします。

飛翔体のときに誤報があったのはENネットの時代のことでございまして、テレビ放送の生放送でもあったかに記憶してございます。あれはメールです。今回やろうとしのはいわゆるJアラートという名前がついているようですけれども、日本警戒警報というシステムを、国がそういう失敗を機に、そういうことのないように今回補正でもって112億円を計上してやってくださいと。ただし同胞系のこの防災無線の設置してある団体、基本的には1,800円団体やりますよと言ってますが、同胞系のこの防災無線が設置してある団体について、これについて機械だけは要するに全額補助します。ただし、残りの起債については、今言われた1,340万円については、いわゆる補正予算債として交付税措置をしますと。全額ではございません、50%の交付税措置をしますところまでは来ておりますが、今、委員ご指摘のとおり全額本来であれば国がもつべきものであらうとは思いますが、この制度にのっかることにより、将来私ども今持っているアナログのこの防災無線がデジタル化になる、移行しなければ当然ならない時期が来ます。その際に今これを国の補助の740万円で機械が入ることによって、次のデジタル化に移行する際に、その経費分は浮くということも考えて、今回これを逃す手はないということで導入するものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12目、他にございますか。

(なし)

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

78ページ。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。3目教育振興費。4目教員住宅費。6目スクールバス管理費。

80ページ。2項小学校費、1目学校運営費。

84ページ。2目学校管理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 86ページ。3目教育振興費。

88ページ。3項中学校費、1目学校運営費。

90ページ。2目学校管理費。

92ページ。3目教育振興費。ありませんか。

10番谷口委員。

●谷口委員 今回の議会でなくて、3月議会までお願いしたいのですが、各学校に予算を配当しますよね、いろいろな配当。それで、今、学校管理費、あるいは教育振興費、学校運営費というふうにそれぞれなっていて、学校運営費については学校ごとに予算が見られていますけれども、あとこの管理費だとか、振興費になると、これがどういうふうに各学校に割り振られているのかというのが全然見えないんですよ、この予算だけを見ていると。そういうものをわかるような資料というのはできないでしょうか。もしできれば提出していただきたいというふうに思うんですよ。もうほとんどこれを見ているだけでは、学校ごとに、どういうふうにどういうお金が行っているんだというのがわからないんですよ。これだけを見ていると。管理費でかかっているお金、振興費でかかっているお金、それとあわせてこの運営費でこういうふうにかかっているんですよということが、わかるような資料を用意していただきたいのですけれども、それは決算でないとだめですかね。どうですか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後5時51分休憩

午後5時56分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

ただいま10番さんから資料の要求がありました。教育委員会それでよろしいですね。では、そのように取り計らってください。10番さん、それでよろしいですね。

3目、他にございますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。
96ページ。失礼しました、今、2目でした。ごめんなさい。3目教育振興費。
96ページ。4項1目幼稚園費。
5項社会教育費、1目社会教育総務費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 98ページ。2目生涯学習推進費。
100ページ。3目公民館運営費。4目文化財保護費。5目博物館運営費。6目情報館運営費。
102ページ。6項保健体育費、1目保健体育総務費。
104ページ。2目社会体育費。3目温水プール運営費。
108ページ。4目学校給食費。ございませんか。
14番竹田委員。
- 竹田委員 時間も大変押し迫ってきたので、細々聞こうと思ったんですけども、資料として出していただくようお願いしたいんですが、学校給食センターの建物自体が何年に建てられてて、それから経年経過が進みます。今までにかかったその建物の本体にかかってきた改修費とでもいうのでしょうか、修繕費ですね、一般で言われる修繕費、設備等に関してのものについては全く関係なくして、建物本体にかかってきた修繕費と、それから耐用年数がそろそろ近づいてきているという部分で、これから町としてこの給食センターをどういうあり方に取り扱っていくのかという、どういう方向性でしていくのかと、ずっと直し直しやっていくのか、いずれ建て直す方向でいるのか、それらも含めてどういう考えなのか、後でペーパーにしてお教えしてほしいのですが、よろしく願います。
- 委員長（室崎委員） 14番さん、これこの会期中でなくですか。
- 竹田委員 はい？。
- 委員長（室崎委員） この会期中というと、あと恐らく数時間しかないと思うんだけども。そうではないんですね。
- 竹田委員 だから時間が押し迫っているのです、今でなくていいです。会期中でなくていいです。
- 委員長（室崎委員） 会期後でよろしいんですね。
教育委員会、よろしいですか、教育長。
- 教育長（富澤教育長） 修繕等の部分については、少し精査するのに時間をいただきました

と思いますので、後ほど資料を整理して提出させていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 14番竹田委員。

●竹田委員 この給食センターのことで耐震化という部分で、この文言の中で1回も見なかったことないというふうに思っているんです。もしなっていたらごめんなさいね。もしその耐震化の部分についても検査しなきゃいけないんだとか、調査しなきゃいけないんだという部分があれば、それらも含めてお願いしたいんですよ。なきゃないでいいですから、お願いします。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 耐震性はないかと思いますがけれども、近々建て替えなければならぬ必要性を感じておりますので、今後あの建物の耐震調査をする予定はありません。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 竹田さんが質問された後であれなんですけれども、ちまたの話で悪いんですけれども、学校給食センターを白浜町に建設をするというようなことが決まっているというふうになっているそうだけれども、どうなんだと。僕も聞いてちょっとびっくりしてしまっただけなんですけれども、そういう話というのはもう進んでいるんですか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 進んでいるというか、何カ所か候補地がある中で、資金面等を考えますと早急に決定していかねばならないというような状況にあって、実施3カ年の中で町長部局と鋭意協議させていただいているという状況です。

●委員長（室崎委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 その白浜町ということで、その適地で物事を考えて進めているということではないということですか、そのあたりがちょっと心配なんですけれども。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後6時02分休憩

午後6時03分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

教育長。

●教育長（富澤教育長） 検討している中では、有力な候補地として考えている一つであります。

●委員長（室崎委員） 4日、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。
110ページ。11款、1項公債費、1目元金。2目利子。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 112ページ。12款、1項1目給与費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で歳出を終わります。
次に、第2条、5ページをお開きください。
第2条、繰越明許費の補正です。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 次に、第3条、6ページをお開きください。
第3条、地方債の補正です。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正…。

(「委員長、済みません。議事進行。」の声あり)

●大野委員 時間も押し迫っているのです、款でいったらどうですかと、項目言わないで。

●委員長(室崎委員) いいですか、皆さん。款でいいんですね。はい、わかりました。ちょっと私、調子狂って読み間違えるかもしれませんけれども、そのときは注意してください。

3ページ、事項別明細書をお開き願います。4ページ、歳入から進めます。

進め方は款により進めます。

歳入から入ります。第10款繰入金。ございませんか。

(なし)

●委員長(室崎委員) 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

第1款総務費。ございませんか。

(なし)

●委員長(室崎委員) 以上で歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

(なし)

●委員長(室崎委員) なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長(室崎委員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。
4ページ、歳入から進めます。
進め方は、款により進めます。
第5款繰入金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で歳入を終わります。
歳出に入ります。
6ページ。第1款総務費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第2款水道費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で歳出を終わります。
総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決べきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決べきものと決定いたしました。
次に、議案第74号平成21年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書によりをお開き願います。
4ページ、歳入から進めます。
進め方は、款によります。
5款繰入金。6款諸収入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 歳入を終わります。
歳出に入ります。

1 款下水道費。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 3 款公債費。ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決べきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第75号平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします
3 ページ、事項別明細書をお開き願います。
4 ページ、歳入から進めます。
進め方は、款によります。
歳入です。3 款国庫支出金。5 款道支出金。7 款繰入金。ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 歳入を終わります。
歳出に入ります。1 款総務費。ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 10 ページ。2 款保険給付費。ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 12 ページ。4 款地域支援事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第76号平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。
歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。
4ページ、歳入から進めます。
進め方は、款により進めます。
7款寄附金。8款繰入金。9款諸収入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で歳入を終わります。
歳出に入ります。1款サービス事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号平成21年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量です。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 次に、第3条、収益的収入及び支出、9 ページをお開き願います。

款により進めてまいります。

第1款水道事業収益。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 収益的収入を終わります。

収益的支出に入ります。

第1款水道事業費用。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で収益的支出を終わります。

1 ページにお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正です。10ページをお開き願います。10ページの途中からになります。資本的収入です。

第1款資本的収入。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

第1款資本的支出。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 資本的支出を終わります。

2 ページにお戻り願います。

5条、企業債の補正です。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の

補正です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決べきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号平成21年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします

1 ページ。第2条、業務の予定量。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 ページ。第3条、収益的収入及び支出です。

10ページをお開き願います。

収益収入から入ります。款により進めます。

第1款病院事業収益。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 収益的収入を終わります。

収益的支出に入ります。

第1款病院事業費用。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 ページにお戻り願います。

資本的収入及び支出に入ります。

11ページをお開きください。11ページの中途からになります。資本的収入に入ります。

第1款資本的収入。ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 資本的収入を終わります。

資本的支出に入ります。

第1款資本的支出。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3ページにお戻り願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第6条、他会計からの補助金です。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 総体的にごございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、平成21年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算8件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後6時17分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年12月18日

平成21年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長